令和８年第１回定例会

西 川 町 議 会 会 議 録

令和８年　３月３日　開会
令和８年　３月13日　閉会

西　川　町　議　会

令和八年　第一回〔三月〕定例会

令和八年　第一回〔三月〕定例会

西川町議会会議録

西川町議会会議録

令和８年第１回西川町議会定例会会議録目次

第　１　号（３月３日）

○議事日程……１
○出席議員……３
○欠席議員……３
○説明のため出席した者……３
○事務局職員出席者……３
○開会の宣告……４
○開議の宣告……４
○会議録署名議員の指名……４
○会期の決定……４
○議会諸報告……５
○行政報告……６
○議案の上程……９
○施政方針表明及び上程議案の提案理由の説明……１０
○議案の審議・採決……２５
○予算特別委員会の設置及び委員会付託……２８
○散会の宣告……２８

第　２　号（３月４日）

○議事日程……２９
○出席議員……３０
○欠席議員……３０
○説明のため出席した者……３０
○事務局職員出席者……３０
○開議の宣告……３１
○一般質問……３１
佐　藤　　大　議員……３１
飯　野　幹　夫　議員……４９

佐　藤　光　康　議員……５９
○散会の宣告……７４

第　３　号（３月１３日）

○議事日程……７５
○出席議員……７７
○欠席議員……７７
○説明のため出席した者……７７
○事務局職員出席者……７７
○開議の宣告……７８
○日程の追加……７８
○議案の審議・採決……７８
○予算特別委員会審査報告書の提出……１００
○予算案の審議・採決……１０２
○日程の追加……１０５
○議案の審議・採決……１０６
○報告第１号……１０８
○議員派遣について……１０９
○閉会中の継続調査申出……１０９
○閉議・閉会の宣告……１０９
○署名議員……１１１

令　和　８　年　３　月　３　日

令和８年第１回西川町議会定例会

議　事　日　程（第１号）

令和８年３月３日（火）午前９時３０分開会・開議

日程第　１　会議録署名議員の指名

日程第　２　会期の決定

日程第　３　議会諸報告

日程第　４　行政報告

日程第　５　議案の上程

同意第１号　西川町農業委員会委員の任命について

同意第２号　人権擁護委員候補者の推薦について

議第　３号　西川町過疎地域持続的発展計画の変更について

議第　４号　西川町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の設定について

議第　５号　西川町一般職の職員等の旅費に関する条例等の一部を改正する条例の設定について

議第　６号　西川町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議第　７号　西川町立学校屋内運動場使用条例の一部を改正する条例の制定について

議第　８号　西川町都市公園条例の一部を改正する条例の制定について

議第　９号　西川町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議第１０号　西川町賃貸集合住宅条例の一部を改正する条例の制定について

議第１１号　西川町スクールバス条例の一部を改正する条例の制定について

議第１２号　西川町みどり住宅条例の一部を改正する条例の制定について

議第１３号　令和７年度西川町一般会計補正予算（第８号）

議第１４号　令和７年度西川町国民健康保険特別会計補正予算（第３号）

議第１５号　令和７年度西川町後期高齢者医療特別会計補正予算（第３号）

議第１６号　令和７年度西川町介護保険特別会計補正予算（第３号）

議第１７号　令和７年度西川町公共下水道事業会計補正予算（第１号）

議第１８号　令和８年度西川町一般会計予算

議第１９号　令和８年度西川町国民健康保険特別会計予算

議第２０号　令和８年度西川町寒河江ダム周辺施設管理事業特別会計予算

議第２１号　令和８年度西川町後期高齢者医療特別会計予算

議第２２号　令和８年度西川町介護保険特別会計予算

議第２３号　令和８年度西川町病院事業会計予算

議第２４号　令和８年度西川町水道事業会計予算

議第２５号　令和８年度西川町公共下水道事業会計予算

議第２６号　令和８年度西川町農業集落排水事業会計予算

日程第　６　施政方針表明及び上程議案の提案理由の説明

日程第　７　議案の審議・採決

同意第１号　西川町農業委員会委員の任命について

同意第２号　人権擁護委員候補者の推薦について

日程第　８　予算特別委員会の設置及び委員会付託

出席議員（９名）

２番	黒田　啓　議員	３番	佐藤　大　議員
４番	飯野幹夫　議員	５番	荒木俊夫　議員
６番	佐藤　仁　議員	７番	佐藤光康　議員
８番	大泉奈美　議員	９番	佐藤耕二　議員
１０番	菅野邦比克　議員		

欠席議員（なし）

説明のため出席した者

町長	菅野大志君	副町長	内藤翔吾君
教育長	前田雅孝君	総務課長	荒木真也君
企画財政課長 兼 つなぐ課長	松田淳一郎君	町民税務課長	吉見政俊君
健康福祉課長	石川朋弘君	みどり共創課長 兼 農委事務局長	渡邊永悠君
観光課長 兼 かせぐ課長	柴田知弘君	建設水道課長	大泉　健君
病院長	武田　隆君	病院事務長	土田里香君
まなぶ課長	設楽友弘君	会計管理者 兼 会計室長	松田一弘君
監査委員	古沢美代子君		

事務局職員出席者

議会事務局長	工藤　誠君	議事係長	飯野　勇君

開会　午前　９時３０分

◎開会の宣告

○菅野議長　おはようございます。

ただいまの出席議員は全員です。定足数に達しておりますので、これより令和８年西川町議会第１回定例会を開会します。

◎開議の宣告

○菅野議長　これから本日の会議を開きます。

本日の会議は、議事日程第１号によって進めてまいります。

◎会議録署名議員の指名

○菅野議長　日程第１、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第124条の規定により、議長において、４番、飯野幹夫議員、５番、荒木俊夫議員を指名します。

◎会期の決定

○菅野議長　日程第２、会期の決定を議題とします。

お諮りします。

本定例会の会期について、議会運営委員会の協議結果に基づき、本日から３月13日までの11日間にしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○菅野議長　異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は本日から３月13日までの11日間に決定しました。

◎議会諸報告

○菅野議長　日程第３、議会諸報告を行います。

議長報告を行います。

１月16日、村山地方町村会と村山地方町村議会議長会の合同会議が、中山町防災センターで開催され、元自衛官で地域防災マネージャー元酒田市防災監の那須欣男氏から災害に備える防災のための行政はいかにあるべきかをテーマに講演があり、防災対策や災害対応への認識を深めました。

２月13日には、山形県町村議会議長会第77回定期総会が山形県自治会館で開催されました。

議事では、令和８年度の事業計画に当たって、町村において、少子高齢化や過疎化、本格的な人口減少社会により厳しい経済、雇用情勢にさいなまれ、地域の活力が減退している現状にあり、立法機能、行政監督機能、さらには財政機能を有効に活用し、執行機関との協調性を図り、自主的な取組を積極的に展開し、自らの魅力を高め、住民の負託に応えていかなければならない。住民の代表機関である地方議会の果たすべき役割と責任は格段に重いものとなっていることを全体で共有し、このような現状を十分に認識し、議会制民主主義の健全なる発展と町村自治振興事業の充実強化に寄与することが決定されました。

２月20日には、本町議会が昨年11月27日に提出いたしました政策提言書への回答を菅野町長からいただいております。

政策提言は議会の総意として、今後の町の発展を願い、施策に反映するよう求めるものであり、常任委員会等で検証することとしております。

以上、議長報告といたします。

次に、西村山広域行政事務組合議会報告を行います。

３番、佐藤大議員。

〔３番　佐藤　大議員　登壇〕

○３番（佐藤　大議員）　西村山広域行政事務組合議会報告を申し上げます。

２月５日に開催されました令和８年第１回臨時会の報告をいたします。

提出案件数は５件で、認証第１号　専決処分の承認を求めることについてでは、消防本部車庫のシャッターが経年劣化に伴う部品破損により開放できなくなったことから、その修繕

に係る経費について、議会を招集する時間的な余裕がなく急を要したことから、一般会計補正予算（第２号）について専決処分を行ったことに承認を求めたもので、賛成多数で承認されました。

議第１号では、令和７年度西村山広域行政事務組合一般会計補正予算（第３号）について、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,270万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ19億3,265万3,000円とする補正予算を賛成多数で決定いたしました。

補正の主なものは、人事異動及び山形県人事委員会勧告に伴う人件費の精査や事業費確定などに伴う所要額の精査によるものであります。

議第２号では、令和７年度西村山広域行政事務組合寒河江地区クリーンセンター斎場特別会計補正予算（第１号）について、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ4,102万5,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ10億8,489万1,000円とする補正予算を賛成多数で決定いたしました。

補正の主なものは、一般会計と同様に、人事異動及び山形県人事委員会勧告に伴う人件費の精査や事業費確定等に伴う所要額の精査によるものであります。

議第３号では、西村山広域行政事務組合一般職の職員の給与に関する条例の一部改正について、賛成多数で決定いたしました。山形県人事委員会の給与改定に関する勧告に準じ、組合職員についても所要の改正をしたものであります。

議第４号では、西村山広域行政事務組合火災予防条例の一部改正について、賛成多数で決定いたしました。林野火災の予防に関する基準、火気使用設備及び住宅における火災予防の推進を定める省令の一部改正に伴い、所要の改正をしたものであります。

以上、西村山広域行政事務組合議会報告といたします。

○菅野議長　以上で議会諸報告は終わりました。

◎行政報告

○菅野議長　日程第４、町長から行政報告の申出がありますので、これを許します。

菅野町長。

〔町長　菅野大志君　登壇〕

○菅野町長　皆様、おはようございます。

本日、令和８年第１回定例会を招集いたしましたところ、ご出席を賜りまして誠にありがとうございます。

初めに、昨年12月16日に西川交流センターあいべにて開催されました最上川水系におけるダム資源の活用を進める会についてご報告申し上げます。

この会は、ダム資源を活用した各地域の振興策について情報共有かつ実行することにより最上川水系の寒河江川ダム、長井ダム、白川ダムの３つの水源地域の活性化を図ることを目的に令和５年度から毎年開催されております。

今回、第３回目となる会は、初めて西川町で開催をされました。

当日は国土交通省東北地方整備局本局、最上川ダム統合管理事務所をはじめ、内谷長井市長、嵐飯豊町長など３ダム所在地の関係者が一堂に会しました。

寒河江ダムにおいては、県内で３番目となる河川空間のオープン化指定を進めております。既に指定を受けている長井ダム、白川ダムでの活用策や課題について活発な意見交換が行われました。

なお、寒河江ダムの河川空間のオープン化については、本年に地方整備局から許可をいただける予定で手続を進めております。しっかり、これからダムの観光利用を進めていける状況になりつつございます。

続きまして、国や県への要望活動についてご報告申し上げます。

昨年の12月15日、菅野議長と共に大江西川両町道路整備期成同盟会及び大江西川両町議会議員協議会の合同による県知事及び県西村山振興局長への要望活動を行いました。

西川町からは観光誘客のため大井沢から大江町田ノ沢までの県道の春季除雪の早期実施、もう一つは月山沢大井沢地内における雪崩防止対策の促進について要望を申し上げました。これに対し、吉村県知事からは、大井沢と大江町をつなぐ県道について、ゴールデンウィーク前に冬季閉鎖を解除し開通できるようにしたいとのご回答がございました。

また、月山沢大井沢地内における雪崩防止対策については、今の工事を確実に実施することと、既存の雪崩施設の課題を整理し、必要な対策を検討するとの前向きなご回答をいただきました。

また、１月７日には、国道交通省東北整備局新庄河川事務所長に対しまして、水沢の砂防堰堤建設工事の早期完了及び土砂崩れの応急対応についてご要望を行いました。昨年３月、雪解けに伴い土砂が流れ、高速道路が一時通行止めになるなど、町内だけでなく物流に大きな影響を与えました。

土砂崩れは住民生活に大きな影響を及ぼすほか、雪崩箇所の南側には道の駅にしかわが位置しており、観光誘客の観点からも砂防堰堤の建設は極めて重要でございます。事務所長からは堰堤工事着工を令和11年から見込んでいるというご回答を得ました。さらに、新庄河川事務所におかれましては、志津地区の地滑り対策工事や砂防堰堤の建設など住民や観光客の安心・安全のため西川町内で多くの事業を進めていただいております。

特に、月岡地区の豊ヶ沢砂防堰堤建設は、月岡地区での長年の悲願でありました。月岡地区の皆様は、大雨のために土砂が用水路にたまって、その都度、泥上げをしなければいけない状況にございましたが、これがなくなりそうでございます。

昨年12月２日に開催された地元の説明会において、地元の本道寺地区会長をはじめ、出席の方々からもお礼の言葉をいただいた旨も併せて所長のほうに感謝の言葉を申し上げたところでございます。

次に、月山志津温泉の雪旅籠の灯りについて申し上げます。

本イベントは、一般社団法人月山朝日観光協会と月山志津温泉旅館組合を中心とした実行委員会により開催され、今年で21回目を迎えました。開催期間につきましては、昨年度に引き続き１か月間とし、１月31日から２月の23日まで開催いたしました。灯りの点灯時間は夕方５時から８時までとして、平日は宿泊者限定、土日休日はどなたでも鑑賞できるように実施いたしました。期間中の土日祝日には午後６時から花火を打ち上げ、多くの来場者を楽しませることができました。また、人気のアイスバーも開設されホットワインや温かいフードメニューの提供により会場全体が大いに盛り上がりました。

雪旅籠の作成に当たっては、東武トップツアーズ株式会社の内定者研修を今年も受け入れ、１月29日から２月１日までの間、研修生など20名にお手伝いをいただきました。開催初日には、百木田社長にもお越しいただき、イベントを盛り上げていただいたところでございます。

さらに、日々の補修作業については、お助け隊の皆様にもお手伝いをいただきました。

また、このイベントの趣旨にご賛同いただき協賛いただいた企業団体は合計153社、協賛金額は合計257万5,000円となりました。そして、期間中の来場者は1,787人、宿泊者数は713人と多くの皆様に足を運んでいただきました。

改めまして、企画や運営に携わっていただいた実行委員会の皆様に心から敬意を表するとともに、ご支援ご協力をいただいた町内関係者、町内外の企業の皆様に御礼を申し上げます。

令和８年１月17日に西川交流センターあいべにおいて、令和７年度西川町生涯学習総合表彰式を挙行いたしました。この表彰はスポーツや文化芸術の普及振興に貢献された方々、優

秀な成績を収めた方々をたたえるものでございます。本年度は伝統文化の継承に尽力された海神會への団体表彰、功労表彰や、カヌー競技などの全国大会で優勝し、町に栄誉をもたらした選手へのスポーツ振興功労者表彰、子どもの芸術文化活動表彰、西川町芸術文化協議会表彰など多方面で活躍された皆様の功績を顕彰をいたしました。

また、同日行われました第32回丸山薫少年少女文学賞「青い黒板賞」においては、西村山郡内の小中学校から564点もの応募をいただきました。若々しい感性にあふれる詩が多数寄せられました。最優秀賞に輝いた西川小２年生の伊藤登美久さんをはじめ、入賞した子ども達の作品は町民に大きな感動を与えてくれました。

続きまして、スキー競技における本町選手のすばらしい活躍についてご報告申し上げます。

西川中学校の長岡珀さんが１月13、14日に開催されました第65回山形県中学校スキー大会において、男子大回転で５位、男子回転で12位という優秀な成績を収めました。これにより１月23日からの東北大会及び２月３日からの全国大会に出場をされました。また、１月25日に蔵王温泉スキー場で行われた第47回山形県スキー技術選手権大会では、城北高校２年生の片倉寛太さんが見事７位入賞を果たされました。片倉さんは県代表として３月に秋田で開催される第63回全日本スキー技術選手権大会に出場をされます。若きアスリートたちの挑戦に町と町民が一丸となってエールを送りたいと思っています。

また、こういった優秀な選手の輩出につながる西川町の特色ある教育を体現する第４回西川スキーじょんだずね選手権が２月14日に開催されました。この大会は小学校のスキー授業や月山スキークラブのスキー教室のほか、児童個別の練習の成果をご披露する西川町スキー協会主管の特徴あるイベントでございます。当日は、小学校の児童を含め町内外から合計96名の選手に出場いただき、冬の西川を熱く盛り上げていただきました。

以上、ご報告申し上げて、３月定例会の行政報告といたします。

○菅野議長　以上で行政報告は終わりました。

◎議案の上程

○菅野議長　日程第５、議案の上程を行います。

同意第１号　西川町農業委員会委員の任命についてから議第26号　令和８年度西川町農業集落排水事業会計予算までの26議案を一括して上程します。

◎施政方針表明及び上程議案の提案理由の説明

○菅野議長　日程第６、施政方針表明及び上程議案の提案理由の説明を求めます。

菅野町長。

〔町長　菅野大志君　登壇〕

○菅野町長　それでは、令和８年度の施政方針に関しましてお時間を頂戴しましたので、ご説明をさせていただきます。

冒頭、ハラスメントの報告書について、皆様におわびを申し上げます。

百条委員会におきまして、報告書の取りまとめに貴重な時間と予算を使わせていただき調査を取りまとめていただいたことに、まずもって議員の皆様に感謝を申し上げます。

また、私の言動によって関係者の皆様に不快な思いや精神的な痛みを与えてしまった方に対しましては、町長としても一人の人間としても心から深くおわびを申し上げます。申し訳ございません。

これから予算審議を控える現時点において、私が示せる責任の取り方としては、現時点において示せる責任の在り方としては、退職金を受け取らないということでございます。このため本定例会で条例改正案を提出する準備をしてまいりますので、議員運営委員会などの議会の皆様へのご協力と慎重審議をよろしくお願いいたします。

さて、我が町にも間もなく春が訪れようとしております。

隠れ積雪日本一と評される我が町。大変厳しい自然環境の中でも、私たちが安心して住むことができるのは、建設業者をはじめとする除雪に関わる全ての皆様が深夜に起床され、不規則な生活を強いられながらも、除雪をいただいているからでございます。

また、森林組合や民間の事業者様、除雪ボランティア、地域の方々が高齢者のご自宅での除雪を担っていただいたことに、心から町を代表しまして感謝を申し上げます。

４年間、私が大切にしてきた大方針３つございます。

ちょうど４年前のこの日は、私が国家公務員を辞した日でもございます。私は帰ってくるたびに、西川町の幼い頃に通ったお店がなくなったり元気がなくなる町を見て、町の生き残りを自分事として捉え、この町をゲームチェンジしなくてはいけないと決心した日でもございます。

我が町は、たくさんの資源や魅力に恵まれながらも数字的には人口減少に歯止めがかからない、まさに日本の課題先進地と言える自治体でございます。

人口の指標として働き手、つまり15歳から65歳未満の人口を示す生産年齢人口がございます。もう一つ、高齢者つまり65歳以上の人口を示す老齢人口があります。我が町は残念ながら平成４年に老齢人口の比率が生産年齢人口を初めて上回る状況となり、数字の上でも高齢化が進んでいる状況が分かります。

超高齢化社会となった令和４年に町長に就任させていただき、「すっだいことを実現する町」を掲げ職員と共に挑戦し続けてまいりました。その４年間の結果、この町にも一筋の光が差してきたと思います。

先ほど申し上げた高齢者の割合を示す老齢人口は、就任前は毎年１％ずつ上昇するようなスピードでございました。毎年１％上昇。しかし、令和４年の46.4％から令和７年は48.3％と1.9％の増ほどに抑えることができました。

また、働き手を表す生産年齢人口比率は、就任前はこちらも毎年１％減少するスピードでございました。働き手が毎年１％減っていくということでございます。しかし、令和４年の45.8％から令和７年は45.2％と４年間で0.6％の減少に抑えることができました。これが先ほど申し上げました一筋の光でございます。

私の任期も残りわずかとなりました。来年度の当初予算は、どなたが町長になっても新しい政策を補正予算で追加できるよう70億円に抑えた骨格予算としております。この曇り空から見えた一筋の光を青空にするためにも、これまでの町政で大切にしてきた３つの柱は、どなたが町長になってもできれば大切にしてほしい政策の柱でございますので、これからも継続していただくことを望んでおります。

３つの柱とは、１つは、すっだいことをかなえる取組の継続。

２つ目は、対話と現場主義を重視した行政姿勢。

３つ目は、挑戦し続ける町の実践でございます。

１つ目のすっだいことを実現する町という政策の推進について申し上げます。

私たちはそれぞれのすっだいことを応援してこれまでまいりました。誰のすっだいこと、したいことなのか、それはこれまで町を守ってきてくれた高齢者、ずっと定住して地域を守ってほしい若者、そしてこれから西川町を担う子どもたちでございます。このやりたいことをかなえるのはなぜか。その根底には人は支え合って生きているということでございます。人間は社会をつくって生きています。社会とは何か、人と人が支え合う仕組みでございます。

助け合うという気持ちや行動の厳選の元々はいたわりということでございます。私がよく使う寛容性に近い言葉でございます。これまでも申し上げてまいりましたが、寛容性と人口は正の相関関係、比例関係にあると言われております。

すっだいことの多くは１人でできるものではございません。一緒に取り組む人、お金が必要なことであればそれを支える人、すっだいことをする過程で苦手なことがあった場合は、それを引き受けてくれる人、そしてすっだいことをしたときに一緒に喜べる人などが必要です。そのしたいことをしたい人が堂々とそれを表明して、自分のやりたいこと困っていることの解決を通じて、町としては人が集まる場をつくり、町内外の人をご紹介し、やりたいことをかなえる、そんな取組が町のあちらこちらで、いつの間にか町が関係なく実現していく、そんな町政を運営してきたものと自負しております。

このすっだいことを継続していくことは、つまり助け合うこと、いたわり合うこと、寛容な町であることを実践することと同義でございます。高齢者の皆様は、この町に生まれてよかった。若い子どもたちはますますこの町を、この町の人を好きになり、町に定住する、あるいは戻ってくる、そんな町でありたいと考えております。このための具体的な事業としては、関係人口を獲得する政策、関係人口の入り口になる観光客を誘客する政策、そしてトラスや公民館など人の集まる場所をつくる。また、いきいきサロンやミニデイ、老人クラブの推進強化などが必要であり、これらの予算も盛り込んでおります。

２つ目は、私の政策立案の根底にある対話と現場主義の実践です。

現場に伺い状況を把握することで、地域の方々の思いや事業の実施のスピード感を把握して、町民地域の皆様と役場の距離をぐっと縮め、相互理解を深めることができるものと考えております。

対話会の回数は、就任前の令和３年度は15回程度でございました。それが就任後34回、59回、76回と徐々に増え、令和７年度は159回にも上りました。これだけ多くの対話をしている自治体は日本全国ほかにないのではないかと思っております。現場や対話において、町のために行動を続けてくださる町民の皆様の意見は、町職員も私も勇気をいただいております。町の未来を思い関わっていただいた全べての皆様に感謝を申し上げます。

私たちはなぜ対話を大事にするのでしょうか。それは我が町をよくし続けるには、これが対話が不可欠だから実践しております。私たちは町民の皆様からの税金で給与をいただいております。私たちが暮らしていけるのは、町民の皆様が住んでいるから、皆様が笑顔で暮らせるよう皆様の声を聞いてこれを実現するということは、自治体職員として当然のことでご

ざいます。今後も人材育成に取り組むために対話を実施していきたいと考えております。

一方で、職員が現場に行く時間や対話の時間をつくることも必要でございます。このため業務の効率化を進めてまいりました。例えば、役場でなくても民間でできるものは外部委託を進めたり、また電子決済システムの導入、ノートパソコンの配備、コストを下げるためにつながるくんなどを配備してまいりました。対話がなくて新しい政策は進められません。成功するはずがございません。議員の皆様にもご協力いただき、町民の声を聞くために今後とも業務の効率化の流れを、町職員の時間をつくるためにも、ご支援いただければありがたく思います。

３つ目は、常に挑戦する自治体であり続けることでございます。

町の経済規模を示す指標は人口でございます。この人口はある程度予測が可能でございます。国の研究機関の推計によれば、西川町の2050年の人口は2,000人を割り込みます。つまり25年後には半分以下の人口になってしまいます。2,000人規模の自治体をご想像ください。ほかの町の事例を見れば、病院はありません。量販店も多くない。ほぼありません。ガソリンスタンドとコンビニは１つあるか、そのような町でございます。当然、首長は10年先、20年先の西川町を思い描いて、その未来に責任を持つ覚悟が仕事でございます。

首長が選ぶ方針としては２つございます。

１つ目は、それを見越して、人口減少を見越して病院をなくして、その準備、歳出削減を図っていくのか。

もう一つは、その推計をどうにか改善するためにもがく。つまりチャレンジする行政かでございます。どの方針を取るかで、いつからどれくらいの規模で何をすべきか、何を行うべきか、予算に対する考え方なども全く異なってまいります。

私が担った４年間は後者でございました。つまり、チャレンジして人口推計を改善するよう職員と共にチャレンジをしてまいりました。この予算は骨格予算と申し上げましたが、交流人口の獲得、関係人口獲得については、これだけは骨格予算とも入れてほしい。なぜなら、チャレンジする事業であるからでございます。

この次の新しい町長の下においても、補正予算などが組まれることが考えられます。私としては、願わくば、今のチャレンジしている事業は、どうか継続していただき、町の子どもたちのため、町の存続のため、また美しい形で西川を未来に残すためにも、今後も新しい交付金や国の補助事業にもチャレンジしていただきたいと考えております。

国においても、挑戦しない国に未来はないという方針を今の内閣が掲げております。

我が町においても、国の交付金に積極的にチャレンジし、ふるさと納税にも注力してしっかりと財源を獲得し、Ｕターンや移住者を増やす、町を諦めない政策を、ぜひとも今後も取るべきだと考えております。

この４年間で、西川町で学ばせていただいた町の主な課題を私なりに考えてまいりました。ぜひ、こちらの４年間の卒業論文のような思いで書きましたので、議員の皆様、町民の皆様が一歩踏み出すための一助になればと思い、これからの西川町に必要な事業などご説明をさせていただきます。

４年間で学ばせていただいた西川町の課題、我が町の必要な施策について、以下申し上げます。

１つ目、人口増加に向けた取組でございます。

関係人口から移住者を取り込む政策の継続でございます。令和４年度以降つなぐ課を創設し、観光客、交流人口や小学校、保育園留学などから西川のファンをつくって、移住、２拠点居住につなげる政策を進めてまいりました。その結果、令和６年度において西川町の人口の社会減がゼロとなるなど、社会減の改善がなされました。骨格予算となっても町民の皆様の寛容性を生かした西川町のファンづくり事業や、そのための集まる場の施設の利活用事業を継続させ、引き続き町民の皆様のご協力を得ながら、職員と共に人口の社会減の改善に挑戦していかなくてはいけないと考えております。

人口増加に向けた取組の２つ目は、働く場所の確保でございます。地方創生とうたわれるようになって14年が経過しました。地方創生つまり持続可能な町を創っていくためには、町と町内外のプレイヤーをつなぐ中間支援組織や地域商社の役割が非常に重要でございます。就任した４年間で地域商社が町内に幾つか起業いただいたことは、この町の強みでございます。このような地域商社に対して、町は交付金をしっかり獲得して徹底的に地方創生交付金を活用して、外部委託することで地域商社の雇用を拡大させて、そして地域経済にお金を循環させる取組が必要です。地域商社にあって稼ぐ取組が実践しているからこそ、そこが我が町の強みであり、今後も継続していく必要がございます。

また、トップセールスによる企業誘致も必要でございます。少しずつ功を奏してまいりました。海味区では旅館業を営もうとする会社、海味区や間沢区、水沢区のそれぞれでは空き工場や空き家を借りて事業を営む会社、本道寺や四ツ谷川、水沢川、綱取川で小水力発電を営んでいただく事業が進出してまいりました。これによりまして、働く場所、雇用創出に少しずつこれから寄与するだけでなく、町にとっても安定的な財源である固定資産税が、数億

円単位で得られるような環境になりつつあります。

今後も進出情報を金融機関から私も仕入れて、トップセールスによって経営者に進出を私からお願いする。西川町のような企業進出が少ない町、メリットの少ない町においては、機を見て敏なりのトップセールスによる反復がこれからも必要だと考えております。

３つ目、人口対策の３つ目は、西川町への子どもたちへの投資でございます。

高齢化が進む我が町において、未来の西川を担う世代である子どもたちへ向けた投資が重要です。なぜなら、西川町から最も流出している世代は、大学や町内に高校がないから仕方のないことかもしれませんが、15歳から19歳の世代でございます。この世代は毎年150名から100名単位で流出をしております。勉強のために流出してしまうのは構造的に仕方がないことかもしれません。このため、町に戻ってきてもらえるような子どもたちへの投資が欠かせません。

西川町では保育園から中学生を対象として、地域との交流を進めるコミュニティスクール西川学園の実践をしてございます。できるだけ多くの地域や人とつながり西川愛を育み、いつか町で働きたい、町の魅力を発信したいなど町に関わる仕事に就くような子どもたちを育む教育を、取組を継続する必要がございます。

また、町としては高校生とのつながりが薄い、この弱点を補うために高校生就学支援金などでつながった方々への町からの情報発信や高校生のイノベーションコンテストを通じた西川町に住んでよかったと思えるシビックプライドを育む取組を継続する必要がございます。

さらに、年間100名以上流出する世代に対しまして、100名全員をフォローすることは現実的に難しいと考えます。このため町にいずれ戻りたいという意思表示を示していただいている帰ってきてけローンの利用者の皆様には、きめ細やかなアプローチが必要でございます。

かせぐ課やまなぶ課、つなぐ課との連携によりまして、若い世代と町がつながれる環境を生かして町の雇用情報や住宅情報を届けるなど、企業誘致と同じようなきめ細やかな対応が必要だと感じております。これによりＵターン者を確実に増やして地道な対応が求められるフェーズにこの町は入ってきたものと感じております。

続いて、前向きな事業だけではなくて、美しいまま西川を未来に残す取組が重要であると考えております。美しい西川の景色は、皆様は何を思い浮かべるでしょうか。私は地元の吉川や入間、岩根沢の田園において、また夏でも涼風な気候の大井沢のソバ畑などを思い浮かべます。夜になれば天然のプラネタリウムの中、稲の香りを楽しみながら運がよければ蛍も見ることができます。そんな景色をそのまま未来に残したいと考えております。そのために

は、どんなことが必要なのか私なりの考えを申し上げます。

我が町の農林業生産額は、県内市町村別としては最下位でございます。国の統計によれば町内の農林水産業の生産額の割合は５％ほどになります。県内の総生産に占める農林業の割合は２％程度です。つまり、割合からすると、西川町の生産額、農林水産の農林業の生産額は少ないものの、西川町としての総生産額の五、六%を占めることから、町の主力産業とも位置づけることができます。

さらに、農業はなりわいとしてのみならず、景観の維持や鳥獣被害、気象災害などの防止といった多面的機能の観点からも重要です。米や啓翁桜、ソバ、月山和牛などの農産品は西川町の特産品となっており、ふるさと納税などを通じて西川町のかせぐ力の源泉でございます。しかしながら、高齢化、人口減少により農業の担い手は減少し、大変厳しい局面を迎えています。西川町の農業を守っていただいている農家の皆様の平均年齢は73歳でございます。これに対応するため、今年度まで啓翁桜の生産過程においてスマート農業の導入実証などを行うなど省力化や生産性の向上の取組を実施してまいりました。引き続き、啓翁桜をはじめとした品目においてスマート農業を実践し、生産性の向上の取組の支援をしていく考えでございます。

また、先ほど申し上げた米、稲作の面積が減少傾向にありますが、一方でふるさと納税の主力の品目にもなっております。生産量の維持が喫緊の課題でございます。水田の維持は西川町の美しい自然、美しい景観の維持にも直結します。このため米の生産が維持され、さらに西川町の美しい田園風景が守れるよう、米の生産性の向上や集約化に関しまして、これまでにない支援を検討しなくてはいけないフェーズに入ったということも実感しております。

また、町内農業者の声を聞きますと、鳥獣被害に頭を悩まされている方々が多くなってございます。農家の皆様の生産意欲がそがれないように、町としては鳥獣対策室によるイノシシや熊の捕獲の強化の取組を続けるとともに、専従のガバメントハンターの雇用を実施したり、電気柵の設置や、不要な果樹伐採などの支援など様々な鳥獣害対策を積極的に推進しなくてはいけない段階だと考えております。

美しい形で残すため、未来に残すための２つ目の取組は、森林の活用でございます。西川町の面積の90%以上が森林でございます。豊かな森林資源に恵まれております。このうち先人たちが植えて育てて大切に守ってきていただいた人工林については、町営造林が伐期を迎えており、昨年初めて町営造林を伐採するなど、町にとって大きな転換点を迎えております。

西川町は林道網が整備されており、一見するとこれから森林の活用に向けて有利な条件が

整っているかのように見えます。しかしながら、実際には近年の伐採の現場で主として活躍していただいている大型の10トントラックが通行可能な林道は限られております。このことが、西川町が森林を活用できないボトルネックとなっております。このまま森林の活用が進まなければ、町民と森林との関わりは、ますます薄くなり、美しい西川の町が失われかねません。今の山、森林にお詳しい方々がいらっしゃる間に森林の活用、伐採いただく必要がございます。このため、森林の活用に向けて10トン車が通行可能な林道拡幅事業について、これまで町と区が半分ずつ折半する補助制度を大きく見直しまして、多くの事業負担を町負担で実施できるような抜本的な支援制度の確立が必要でございます。

美しい西川を未来に残す事業３つ目は、空き家対策でございます。

西川町は地域ごとに人口の格差が大きく、それとともに空き家の点在状況も様々でございます。令和３年の空き家実態調査によれば、住宅の空き家は156件に上ります。海味区で27戸、水沢区、間沢区ではそれぞれ18戸、入間地区、大井沢地区ではそれぞれ17戸と多く、逆に岩根沢区においては６戸と、各地区によって空き家の状況は様々でございます。

我が町で空き家を注視しなくてはいけないのは冬でございます。放置され雪によって倒壊すれば、その集落の景観が損なわれる危険な空き家が増えることが予想されます。これに対応するため、町としてはこれまでも事前予防として勧告や指導などの文書を送ってまいりました。この対策としてこれからは町による代執行や略式代執行など、町独自の除却制度の補助の充実という方策が対応策として挙げられます。

我が町でこれまで略式執行や代執行も実例した事例はございません。これをいよいよ実施する段階になってきているのではないでしょうか。空き家対策は、幾つかの法律が関係することから、法関係の知識や専門的な知識を得ていなければなりません。そのための国の交付金の財源の確保にも取り組む必要があります。

このようなことから、空き家対策に関しましては、対策室など専門部署を設けて対応する必要性を感じているところでございます。と同時に、健康福祉課などと連携しながら、未然防止のため、生前に空き家とならないような信託等を利用して、所在者不明の空き家にならないようセミナーを継続的に開催するような必要性も感じております。

美しい形のまま西川町を未来に残すためには、今こそ空き家対策のギアを一段上げて、その難しい取組にもチャレンジしていかなくてはいけないフェーズに入っていることと承知しております。

３つ目、町に暮らすためには安心・安全なまちづくりが必要不可欠です。町民アンケート

によれば、地域交通と医療福祉サービスは満足度が重要な分野でありながら、満足度が比較的低いサービスというようなアンケート結果がなされております。そのための対応策、町立病院について申し上げます。

県内5,000人以下の人口で町立病院を運営しているのは、我が町のみでございます。このような厳しい経営環境の中、我が町唯一の医療機関である町立病院はスタッフの意識の改革やサービスの向上に取り組んできた結果、令和６年度に売上げを久しぶりに増やすことができました。今後も町の執行部と先生方、医療スタッフとの対話を私も一月に１回設けておりますので、そういった現場との対話を増やしながら目的意識の統一と年間３億円以上に上る病院維持の財源確保に挑戦していく必要がございます。

安心・安全の２つ目、高齢化世帯が多くなってございますので、除雪や交通、買物弱者対策についてもそろそろ優先順位を上げて応じる必要が、さらに講じる必要があると考えております。

西川町において、地域での助け合いの取組は町民アンケートでも満足度が上昇しております。この結果は、地区の区長、町内会長や隣組長、民生児童委員の皆様のおかげであると承知しております。しかし、高齢者世帯が急激に増えております。令和７年４月１日現在、我が町の世帯数は1,789世帯でございます。夫婦２人暮らしの世帯を含んだ65歳以上の高齢者のみの世帯は730世帯に上ります。総世帯数の40％でございます。そのうち、１人暮らしの世帯数は304世帯、総世帯数の16％に上ります。このため、運転免許を返納した方々へのケアなどがますます重要でございます。事業といたしましては、移動販売事業者への支援による高齢者見守り活動、また、デマンドタクシーの充実、高齢者の除雪対策をさらにご支援する必要がございます。

新たな取組として考えられるのは、例えば、ミニデイでお出かけの際に一緒に買物をご支援するような取組を促したり、また、水沢温泉で日用品を販売する、あるいは日用品を総合開発や民間事業者が届けるようなサービスを委託するなど、買物弱者、交通の利便向上に取り組む必要性を強く感じてございます。

以上申し上げたのが、４年間で学んだ、これから西川の必要な対策について申し上げましたので、これからの町政について、町政で実践されることを強く期待してございます。

来年度の西川町の当初予算について申し上げます。

令和８年度の当初予算は、４月中旬に町長選挙が実施されることを踏まえ、補正予算でこれから肉づけされることを前提として、義務的経費の支出を中心とした骨格予算で編成して

おります。このため当初予算額は前年比22％減の70億円としております。財政の健全化に関しましては、令和８年度の町債発生額を令和７年度の65％減から、さらに縮減をしまして前年度比約30％減とした２億1,790万円としております。各積立基金からの繰入金も縮減し前年度26.6％減の12億2,064万円と抑えてございます。このように、令和８年度の当初予算は地方債発行額並びに基金取崩しを極力縮減させるなど、健全な財政を行える規模での予算編成となっております。

令和７年度までは地方債を積極的に活用し西川イノベーションハブＴＲＡＳやにしかわ悠々館、フェリシア月山カヌーセンターの整備のほか、銘水館や道の駅にしかわの公園改修などを進めてまいりました。その結果、稼ぐまちづくりの土台ができたものと考えております。施設整備が一段落し、令和８年度以降は観光かせぐ課が中心となって町内外の方々にこれらの施設をご活用いただくような施策を充実させるフェーズに入っております。

当初予算20億円減となりましたが、減額の主な理由は３つです。

新規政策的予算の当初予算への未計上にしております。今後、必要な予算は未来交付金事業などの新事業や施設改修などは町長選挙後の補正において編成される予定でございます。

ふるさと納税関連経費も4.5億円引き下げております。

また、投機的費用を5.2億円削減をしてございます。

今後の予算審議においてご説明させていただき、ご質問を承りたいと考えてございます。

最後に、今後の補正予算の編成について申し上げます。

町長選後は速やかに政策を実施するために、活用できる財源を準備しております。個人版ふるさと納税の寄附を積み立てたふるさと納税基金の９億円や、企業版ふるさと納税の寄附金１億円弱を準備してございます。個人版ふるさと納税の寄附額は、令和３年度の1.5億円から令和６年度には7.3億円、企業版ふるさと納税の寄附額は令和３年度の200万円から令和６年度には7,900万円を獲得できる自治体となりました。企業版ふるさと納税は大きな自治体や先行して取り組んだ自治体が市場シェアを占める大変厳しい競争の分野でございます。それでも諦めずに後発で取り組み、自治体としては厳しい環境の中においても、創意工夫の下、関係企業にメールを差し上げたり、職員の皆様が手紙をしていただいたり、職員一丸となって取り組んだことを誇りに思っております。西川町もやればできると実感した職員も多いのではないでしょうか。

このように４年間で新たな財源を獲得した経験は職員にとって財産となり、西川町が生き残る財政面での基礎が構築できたのではないかなと認識をしております。今、西川町が直面

している農業の問題、観光の振興、町立病院の維持、高齢者など弱い立場に置かれた皆様方への対策、空き家対策、住環境整備、そしてこれからの西川を担う子どもたちへの投資は、今までも取り組まなければならなかった取組であったかもしれません。これらの課題は人の財産権に関わったり、人の人生を左右するような問題である難しい問題でもございますので、丁寧な対話が必要であると考えております。

今は職員の皆様の不断の努力により課題に取り組む財源は確保できています。この難しい町の置かれた岐路と言われる現時点において、課題に直視して解決に向けた政策に取り組む体制は整ってまいりました。こちらの課題解決に向けた企画立案ができ次第、速やかに補正予算において必要な事業を実施していただきたいと考えております。

最後になりますが、西川町としては町民との対話を徹底し、職員一丸となって美しい形のまま西川を未来に残すための取組に挑戦していかなければなりません。私たち職員一同は誰よりも西川のことを考え、これまで失敗もありましたが、町のために行動、挑戦し続けてまいりました。その姿勢は町のかじ取り役が誰になろうとしても変わってはいけないものだと思っております。この挑戦に対しまして議員の皆様や町民の皆様に引き続きご支援とご協力を承りますよう申し上げ、施政方針の演説とさせていただきます。どうぞよろしくお願いします。

○菅野議長　次に、上程議案の提案理由の説明ですが、ここで休憩いたします。再開は11時といたします。

休憩　午前１０時４３分

再開　午前１１時００分

○菅野議長　休憩を閉じ、会議を再開します。

上程議案の提案理由の説明を求めます。

菅野町長。

〔町長　菅野大志君　登壇〕

○菅野町長　それでは、人事案、一般議案、条例案、令和７年度一般会計、特別会計及び企業会計の各補正予算案並びに令和８年度一般会計、特別会計及び企業会計の各予算案のご説明を申し上げます。

なお、議第18号　令和８年度西川町一般会計予算につきましては、先ほど申し上げた施政方針の中で申し上げましたので提案理由とさせていただきます。

同意第１号は、西川町農業委員会委員の任命についてです。

農業委員会の委員を任命するため提案するものでございます。

同意第２号は、人権擁護委員候補者の推薦についてでございます。

人権擁護委員、佐藤健一さんは、令和８年６月30日をもって任期満了となりますため、引き続き推薦するため提案するものでございます。

人権擁護委員、奥山茂喜さんは、令和８年６月30日をもって任期満了となるので、その後任として、荒木弘さんを新たに推薦するため提案するものでございます。

議第３号は、西川町過疎地域持続的発展計画の変更についてでございます。

過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法第８条第10項において準用する同条第１項の規定により、西川町過疎地域持続的発展計画を変更するため、提案するものでございます。

議第４号は、西川町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の設定についてでございます。

児童福祉法第34条の16第１項の規定に基づき、西川町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定めるため、提案するものでございます。

議第５号は、西川町一般職の職員の旅費に関する条例等の一部を改正する条例の設定についてでございます。

一般職員等が公務のために旅行する際に支給する旅費の基準について、近年の物価高騰、交通費及び宿泊費の上昇等の社会経済情勢の変化を踏まえ、出張実態に即した適正な制度とするため見直すために、提案するものでございます。

議第６号は、西川町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。

医療職としての業務を行うために必要な職務を新たに設けるため、提案するものでございます。

議第７号は、西川町立学校屋内運動場使用条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。

冷暖房費の使用料を新たに定めるために提案するものでございます。

議第８号は、西川町都市公園条例の一部を改正する条例の制定でございます。

睦合公園テニスコートを廃止するため、提案するものでございます。

議第９号は、西川町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。

看護休暇の対象となる子の範囲を拡大するため、提案するものでございます。

議第10号は、西川町賃貸集合住宅条例の一部を改正する条例の制定でございます。

西川町賃貸集合住宅の家賃を改定するため、提案するものでございます。

議第11号は、西川町スクールバス条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。

路線を追加するとともに、規定の整備を図るため、提案するものでございます。

議第12号は、西川町みどり住宅条例の一部を改正する条例の制定でございます。

西川町みどり住宅Ｈ棟の４戸のうち２戸を用途変更するため、提案するものでございます。

議第13号は、令和７年度西川町一般会計補正予算（第８号）でございます。

既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ8,662万円を減額し、総額を94億2,540万7,000円とするものでございます。

補正の内容は、各種事務事業費の確定、急を要する事務事業の経費に係る補正、繰越明許費の追加及び地方債の変更でございます。

初めに、歳出について申し上げます。

第２款は、一般管理費の郵便料や戸籍附票システム改修委託費を追加するものの、今年度いただいた企業版ふるさと納税のうち1,210万円を各事業の財源として振り替えたことから、差引き925万2,000円の減額となるものでございます。

第３款民生費は、事業の確定による国民健康保険特別会計繰出金、令和６年度精算による障害者自立支援給付費国庫負担金返還金の追加など815万9,000円を追加するものでございます。

第４款衛生費は、大井沢歯科診療所会計への繰出金77万6,000円を追加するものでございます。

第６款農林水産業費は、森林環境譲与税基金積立金を追加する一方、新地方創生交付金事業、孤立可能集落におけるレ・ジリエンス産業創出拠点事業を実施しないことから6,638万1,000円を減額するものでございます。

第７款商工費は、ふるさと納税が好調であることから経費を追加する一方、新地方創生交付金、道の駅を核としたローカルビジネス構築事業の方針変更、さらに観光庁の観光魅力向上事業の不採択により2,154万5,000円を減額するものでございます。

第８款土木費は、社会資本整備総合交付金事業の減額、道路メンテナンス事業の増額による予算組替え、さらに公共下水道事業会計繰出金の減額により12万8,000円を減額するものでございます。

第10款教育費は、自然と匠館の長屋門トイレ修繕工事を見送り減額する一方、今年度の企業版ふるさと納税の一部を帰ってきてけローン返済補助基金へ積み立てるため45万1,000円を追加するものでございます。

第13款諸支出金は、基金利子の利率上昇に伴い、財政調整基金利子積立として130万円を追加するものでございます。

歳入は、第16款財産収入、第17款寄附金、第21款町債をそれぞれ追加し、一方、第10款地方交付税、第14款国庫支出金、第18款町有施設整備基金繰入金、第20款諸収入を減額し、それでもなお不足する財源9,046万1,000円につきまして、第18款財政調整基金繰入金を充てるものでございます。

繰越明許費の補正は、戸籍並びに住民基本台帳等に要する経費、物価高騰対応子育て応援手当支給事業など９事業を追加するものでございます。

地方債の補正は、道路橋梁整備事業の変更に伴うものでございます。

議第14号は、令和７年度西川町国民健康保険特別会計補正予算（第３号）でございます。

事業勘定の既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ20万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ５億9,547万7,000円とするものでございます。

歳出について、第６款基金積立金20万円を追加するものでございます。

歳入につきましては、第６款財産収入20万円を追加、第７款繰入金を135万3,000円を追加、第８款繰越金135万3,000円を減額するものでございます。

議第15号は、令和７年度西川町後期高齢者医療特別会計補正予算（第３号）でございます。

既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ584万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ１億1,696万1,000円とするものでございます。

歳出については、第２款後期高齢者医療広域連合納付金584万4,000円を追加するものでございます。

歳入については、第１款後期高齢者医療保険料584万4,000円を追加するものでございます。

議第16号は、令和７年度西川町介護保険特別会計補正予算（第３号）でございます。

既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ17万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ７億8,244万8,000円とするものでございます。

歳出については、第３款地域支援事業費15万円を、第４款基金積立金２万円を追加するものでございます。

歳入については、第６款財産収入２万円を、第７款繰入金15万円を追加するものでございます。

議第17号は、令和７年度西川町公共下水道事業会計補正予算（第１号）でございます。

収益的収入について、他会計補助から国庫補助金に12万8,000円を組み替えるものでございます。

また、資本的収入の既決予定額に594万7,000円を追加し１億3,210万4,000円とし、資本的支出の既決予定額に729万5,000円を追加し１億4,879万9,000円とするものでございます。

補正の内容は、国の補正予算に伴い、マンホール蓋変更工事を行うものでございます。

次に、議第19号から議第26号までの令和８年度西川町特別会計及び企業会計についてご説明いたします。

初めに、国民健康保険特別会計について申し上げます。

事業勘定は、歳入歳出予算の総額を５億8,337万9,000円とするものでございます。

施設勘定の大井沢歯科診療所は、歳入歳出予算の総額を365万9,000円とするものでございます。

次に、寒河江ダム周辺施設管理事業特別会計について申し上げます。

歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ431万9,000円とするものでございます。

次に、後期高齢者医療特別会計について申し上げます。

歳入歳出予算の総額を１億2,972万7,000円とするものでございます。

次に、介護保険特別会計について申し上げます。

歳入歳出予算の総額を７億6,022万円とするものでございます。

次に、病院事業会計について申し上げます。

収益的収支は、一般会計から２億9,718万8,000円を繰入れし、収入及び支出の予定額を７億8,709万9,000円に定め、資本的収支は一般会計から735万3,000円を繰入れし、収入予定額を1,110万3,000円、支出予定額を2,423万6,000円とするものでございます。

資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額1,313万3,000円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額50万円及び過年度分損益勘定留保資金1,263万3,000円で補塡するものでございます。

次に、水道事業会計について申し上げます。

収益的収入及び支出は、収入及び支出の予定額をそれぞれ２億874万7,000円とするものでございます。

資本的収入及び支出は、収入の予定額を3,706万4,000円、支出の予定額を8,875万8,000円とするものでございます。

資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額5,169万4,000円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額365万円、当年度分損益勘定留保資金4,804万4,000円で補塡するものでございます。

次に、公共下水道事業会計について申し上げます。

収益的収入及び支出は、収益的収入及び支出の予定額をそれぞれ１億7,017万9,000円とするものでございます。

資本的収入及び支出は、資本的収入の予定額を１億2,511万3,000円、資本的支出の予定額を１億3,378万円とするものでございます。

資本的収入額が資本的支出額に対して不足する866万7,000円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額572万4,000円、当年度分損益勘定留保資金294万3,000円で補塡するものでございます。

次に、農業集落排水事業会計について申し上げます。

収益的収支及び支出は、収益的収入及び支出の予定額をそれぞれ2,694万8,000円とするものでございます。

資本的収入及び支出は、資本的収入の予定額を1,112万3,000円とし、資本的支出の予定額を1,172万8,000円とするものでございます。

資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額60万5,000円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額５万5,000円、当年度分損益勘定留保資金55万円で補塡するものでございます。

以上、ご説明を申し上げましたが、詳細は担当課長にご説明させていただきますので、よろしくご審議の上、ご可決を賜りますようお願いを申し上げます。

◎議案の審議・採決

○菅野議長　日程第７、議案の審議・採決を行います。

同意第１号　西川町農業委員会委員の任命についてを議題とします。

本案に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

〔発言する者なし〕

○菅野議長　質疑なしと認め、本案に対する質疑を終結し、討論を省略し、採決します。

採決は一人ずつ行います。

最初に、阿部栄蔵氏の任命に同意することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○菅野議長　全員起立です。

よって、阿部栄蔵氏の任命に同意することに決定しました。

次に、佐藤義美氏の任命に同意することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○菅野議長　全員起立です。

よって、佐藤義美氏の任命に同意することに決定しました。

次に、大泉孝吉氏の任命に同意することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○菅野議長　全員起立です。

よって、大泉孝吉氏の任命に同意することに決定しました。

次に、吉見秀秋氏の任命に同意することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○菅野議長　全員起立です。

よって、吉見秀秋氏の任命に同意することに決定しました。

次に、渡邊孝祐氏の任命に同意することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○菅野議長　全員起立です。

よって、渡邊孝祐氏の任命に同意することに決定しました。

次に、髙橋千夏氏の任命に同意することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○菅野議長　全員起立です。

よって、髙橋千夏氏の任命に同意することに決定しました。

次に、工藤俊之氏の任命に同意することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○菅野議長　全員起立です。

よって、工藤俊之氏の任命に同意することに決定しました。

次に、土田義則氏の任命に同意することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○菅野議長　全員起立です。

よって、土田義則氏の任命に同意することに決定しました。

次に、沼澤真由美氏の任命に同意することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○菅野議長　全員起立です。

よって、沼澤真由美氏の任命に同意することに決定しました。

次に、工藤宏幸氏の任命に同意することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○菅野議長　全員起立です。

よって、工藤宏幸氏の任命に同意することに決定しました。

これで、本案は原案のとおり同意することに決定しました。

同意第２号　人権擁護委員候補者の推薦についてを議題とします。

本案に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

〔発言する者なし〕

○菅野議長　質疑なしと認め、本案に対する質疑を終結し、討論を省略し、採決します。

採決は一人ずつ行います。

最初に、佐藤健一氏の推薦に同意することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○菅野議長　全員起立です。

よって、佐藤健一氏の推薦に同意することに決定しました。

次に、荒木弘氏の推薦に同意することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○菅野議長　全員起立です。

よって、荒木弘氏の推薦に同意することに決定しました。

これで、本案は原案のとおり同意することに決定しました。

◎予算特別委員会の設置及び委員会付託

○菅野議長　日程第８、予算特別委員会の設置及び委員会付託を議題とします。

お諮りします。

お手元に配付しておりますように、令和８年度一般会計、特別会計、企業会計の予算案を審議するために、議長を除く８名で構成する予算特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することにしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○菅野議長　異議なしと認めます。

よって、議長を除く８名で構成する予算特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決定しました。

◎散会の宣告

○菅野議長　以上で本日の議事日程は全部終了しました。

これにて散会します。

ご苦労さまでございました。

散会　午前１１時２７分

令　和　８　年　３　月　４　日

令和８年第１回西川町議会定例会

議　事　日　程（第２号）

令和８年３月４日（水）午前９時３０分開議

日程第　１　一般質問

出席議員（９名）

２番	黒田　啓　議員	３番	佐藤　大　議員
４番	飯野幹夫　議員	５番	荒木俊夫　議員
６番	佐藤　仁　議員	７番	佐藤光康　議員
８番	大泉奈美　議員	９番	佐藤耕二　議員
１０番	菅野邦比克　議員		

欠席議員（なし）

説明のため出席した者

町長	菅野大志君	副町長	内藤翔吾君
教育長	前田雅孝君	総務課長	荒木真也君
企画財政課長 兼 つなぐ課長	松田淳一郎君	町民税務課長	吉見政俊君
健康福祉課長	石川朋弘君	みどり共創課長 兼 農委事務局長	渡邊永悠君
観光課長 兼 かせぐ課長	柴田知弘君	建設水道課長	大泉　健君
病院事務長	土田里香君	まなぶ課長	設楽友弘君
会計管理者 兼 会計室長	松田一弘君		

事務局職員出席者

議会事務局長	工藤　誠君	議事係長	飯野　勇君

開議　午前　９時３０分

◎開議の宣告

○菅野議長　おはようございます。

ただいまの出席議員は全員です。定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。

本日の会議は、議事日程第２号によって進めてまいります。

◎一般質問

○菅野議長　日程第１、これより一般質問を行います。

通告順に発言を許します。

◇　佐　藤　　大　議員

○菅野議長　３番、佐藤大議員。

〔３番　佐藤　大議員　質問席へ移動〕

○３番（佐藤　大議員）　おはようございます。３番、佐藤大です。

議長より許可がありましたので、通告に従いまして質問をさせていただきます。

質問の１、台湾との交流事業について質問してまいります。

当町と台湾との関わり合いは、2013年12月に台湾師範大学運動レジャー管理研究所と西川町が連携協定を締結したことを皮切りに、毎年１月から２月にかけて学生やＯＢ、ＯＧの方々、またその家族の方々が多く来町されております。その後、台北市や新北市の小学校の児童やご家族の方々も来町するようになりました。

これらの受入れ体制を整えるために、2016年にＮＰＯ法人ランドナビにしかわを立ち上げて手配業務を行っております。長きにわたる事業の中で、努力のかいもありまして、今年は160名ほどの受入れがあったとお聞きいたしました。

また、当町の西川小学校は、2020年に台湾の台北市にあります南湖国民小学校、2024年に

は龍安国民小学校、そして2025年に新北市の新林小学校と姉妹校の締結をしております。西川町に訪れた台湾の児童の皆さんは雪遊びや日本文化を体験できる、この交流会を大変満足しているようであります。

（１）になります。

西川町は、平成29年度に農林水産省の農山漁村振興交付金を獲得しています。かわどい亭の改修工事などもこの交付金を活用いたしました。

事業の目的としては、１つ目に、山の恵みや出羽三山信仰などの地域資源を活用し、町と連携協定を締結している台湾を中心として、インバウンド及び都市住民との交流拡大により滞在型観光ビジネス化を目指す、２つ目に、台湾の小学校や大学生を主な対象としたモデルツアーを施行し、新たなツアー商品の確立を目指す、そして３つ目に、中核法人の機能強化及び関連事業者との連携強化、ワークショップを開催し、機能及び連携を強化という、そういった内容でＮＰＯ法人ランドナビにしかわ、月山観光協会、西川町総合開発、そして西川町が事業の実施主体となって西川町農泊推進協議会を立ち上げまして、平成29年度に農山漁村振興交付金の採択を受けています。現在の台湾交流事業の基礎となる活動をしていた協議会でありますが、現在はどのような状態になっているのでしょうか。

○菅野議長　答弁は菅野町長。

〔町長　菅野大志君　登壇〕

○菅野町長　ご質問いただきました農林水産省の農山漁村振興交付金において、かわどい亭などの改修が行われたわけですが、その協議会についての今の活動について申し上げます。

西川町農泊推進協議会は、令和元年12月の総会以降、定期的な活動や総会は開催されておりません。いないようでございます。協議会発足時の目的であった農泊の推進など、地域の活性化に向けた役割は、構成主体であったＮＰＯ法人ランドナビにしかわさんや一般社団法人月山朝日観光協会さん、西川町総合開発株式会社さん、そして町が引き続き担っております。

○菅野議長　３番、佐藤大議員。

○３番（佐藤　大議員）　令和元年の総会以降、活動はもうやっていないというか、動いていないような状態だということ、分かりました。

西川町の農泊推進協議会の事業主体のこの４団体における実施体制でありますが、ＮＰＯ法人ランドナビにしかわはランドオペレーターとして台湾を中心としたインバウンドの受入れを担う、将来的には、着地型旅行商品の企画販売を目指す、月山観光協会は地域内の宿泊

施設の紹介、体験プログラムの紹介、プロモーションの企画等の地域のＰＲを担う、西川町総合開発は運営する道の駅で土産品の開発、販売を行うという、現在の活動における役割分担の基礎ができています。その中で、西川町は、役割は事務局を担うとありましたが、現在、台湾との交流事業においては、町は事務的な活動を引き継いでやっているのでしょうか。

○菅野議長　答弁は柴田観光課長兼かせぐ課長。

○柴田観光課長兼かせぐ課長　ご質問ありがとうございます。

今、佐藤議員からありましたとおり、役割分担を明確にする基礎的なところがその農泊の事業でできている、インバウンド関係もその一つを担ったというふうに捉えております。

今、インバウンド関係の受入れに関しては、今おっしゃっていただきました月山朝日観光協会、またランドナビにしかわ、あと西川町、あと総合開発株式会社さんも一部ありますが、それぞれがそれぞれの役割をインバウンド誘客に向けて担っているという捉え方でございます。ですので、町が全体的な事務局を担っているというものではないです。よろしくお願いいたします。

○菅野議長　３番、佐藤大議員。

○３番（佐藤　大議員）　分かりました。

では、（２）になります。

10年ほど前から町をも関わり合いながら実施している台湾師範大学や台湾の小学校との西川町の交流事業でありますが、西川町と台湾との交流を行うという、この交流事業自体を町としてはどのように捉えているのかお聞きいたします。

○菅野議長　答弁は菅野町長。

○菅野町長　師範大学や台湾の小学校との交流を町はどのように捉えているかの所感を申し上げます。

台湾師範大学と町は、平成25年12月に包括連携協定を締結をいたしました。観光入り込み客が比較的落ち込む冬の時期におけるインバウンド誘客の強化を目的としまして、町内のＮＰＯ法人ランドナビにしかわさんを中心に10年以上にわたって団体の受入れを進めていただいているところです。また、ランドナビにしかわさんは、台湾におけるプロモーションとして台湾師範大学研究発表会での体験提供やＰＲ活動にも取り組んでいただきました。町としては、この台湾師範大学との交流が町におけるインバウンド誘客を推進する上で、重要な契機となっているものと認識しております。

小学校の交流について申し上げます。

台湾の小学校との交流については、現在、ＮＰＯ法人ランドナビにしかわさんが仲介役となって西川小学校と台湾の小学校が主体となって実施しております。台湾の３つの姉妹校との交流、３つの姉妹校とは、2019年にりゅうあんというんですか、龍安国民小学校、2024年に南湖国民小学校、2025年に新林小学校の３つとの交流は、西川町教育振興基本計画に掲げるグローバルな視点と国際感覚を養う交流の充実を体現する学校主体の活動であると受け止めております。

○菅野議長　３番、佐藤大議員。

○３番（佐藤　大議員）　分かりました。

やっぱり仲を取り持つこのＮＰＯ法人の力があってということで了解いたしました。

この来町者の方々、それは、宿泊先は志津温泉であります。また、お土産は道の駅など、もう経済的効果も大変見込める事業でありますが、町としては経済効果というものをこの事業に対してどのように捉えておるんでしょうか。

○菅野議長　答弁は柴田観光課長兼かせぐ課長。

○柴田観光課長兼かせぐ課長　こちらの台湾の方がいらっしゃることに関する経済効果に関しては、町独自で実はまだインバウンドの誘客数というものを確実に捉えているわけではないというところはちょっと前提にございます。ですので、新年度以降になりますが、ここまで取っている観光の入り込み数の中に、当然インバウンドの方の数も取っていくようなところを、今どのようにして取っていくべきかというところを、今考えているところですので、そちらを取りながら、その経済効果をはっきりとこちらのほうでも把握していけるような形を取っていきたいというふうに考えておりますので、よろしくお願いいたします。

○菅野議長　３番、佐藤大議員。

○３番（佐藤　大議員）　分かりました。

これからはやっぱりインバウンドということにも目を向けていかなければならないということだと思いますので、その辺、町のほうでも捉えていっていただきたいなと思います。

（３）になります。

協議会当時ですが、町は事務局として一応携わっていたわけですが、現在行われていますこれらの台湾との交流事業には、町としてはどのような形で現在関わっているのでしょうか。

○菅野議長　答弁は菅野町長。

○菅野町長　台湾との交流は、冬期を中心としたインバウンド拡大に大きく寄与する可能性があると捉えております。

台湾師範大学と町との包括連携協定を基礎に、令和７年度冬期は大学生や小学生など、延べ170人余りが来町をいただき、雪体験や文化体験、町民との交流を通じ、高い満足度を示していただきました。

また、大学との交流のご縁で、卒業生のＯＧや国際教育を担う留学エージェンシー代理店であるファーストスタディー社を立ち上げ、複数回町にも来町いただいております。このことから総合計画の方向性であるインバウンド推進や交流人口拡大と整合し、観光戦略でも台湾、東南アジア層は重点的なターゲットに位置づけているものでございますので、台湾交流は継続して行うことが重要だと思っております。

なお、西川町のベスト・ツーリズム・ビレッジ認定や、山形県が国の観光モデル地域や国際的旅行メディアに評価されたことにより、これから台湾の方の誘客には、追い風だと感じております。

さらに、観光庁の訪日来訪客によれば、今年１月の台湾からの訪日者数は69万人余りと推計され、韓国に次いで２番目の多さでございます。単月としては、過去最高を記録しているという統計が示されております。

本町へのインバウンド誘客としても台湾の方が最も多くいらしていただいており、先ほどおっしゃったように、様々な宿泊施設をご利用いただいていることは間違いございません。そのため、年間を通じた安定的なインバウンド事業の獲得に向けて、極めて重要的な位置づけに彼らはあると捉えながら、今後とも台湾をはじめとする訪日外国者数、旅行者に選ばれる観光地として、付加価値向上に町として取り組んでいきたいと考えています。

○菅野議長　３番、佐藤大議員。

○３番（佐藤　大議員）　やはりこの交流事業は、今後もずっと続けていくものだというお考え、了解いたしました。

冒頭でも申しましたように、西川小学校は2020年、2024年、そして2025年と、台湾の小学校３校と姉妹校の締結をしています。姉妹校の締結は、学校同士の意思で行われますが、西川小学校の所管となります町の教育委員会としては、姉妹校の締結ということに対しましてはどのようなお考えをお持ちなのか、そしてまたどのように関わっているのでしょうか。

○菅野議長　答弁は前田教育長。

○前田教育長　西川小学校と台湾の小学校の姉妹校盟約については、学校間の盟約として結ばれております。

学校長が掲げます経営方針とか、あるいは子どもたちの実態に即した独自の活動方針を全

面的に尊重して、教育委員会として細かな指示とか介入を行うのではなく、学校側の教育的意味づけに基づいた判断に一任した自由度の高い活動を展開していただきたいと考えておるところです。

○菅野議長　３番、佐藤大議員。

○３番（佐藤　大議員）　分かりました。

それでは、（４）でありますが、現在の台湾からの来訪による交流事業には、受け入れるに当たって西川町はどのような形で支援を行っているのでしょうか。受入れ業務を行っているＮＰＯ法人への支援はあるのでしょうか。また、委託している業務などはあるのでしょうか、お伺いをいたします。

○菅野議長　答弁は菅野町長。

○菅野町長　台湾との交流事業について町がどのような支援をしているかという質問にお答えをいたします。

町の観光分野としては、台湾及びタイを含む海外からの誘客を推進するため、観光協会に対して観光ＰＲや教育旅行の手配、海外旅行相談窓口の設置運営などを委託をしております。令和７年度、内閣府のデジタル田園都市国家構想交付金を活用し、237万6,000円で事業を進めていただいたところでございます。

○菅野議長　３番、佐藤大議員。

○３番（佐藤　大議員）　観光協会のほうで、その海外旅行のことで委託をしているということ、分かりましたが、ＮＰＯ法人のほうへは、この台湾からの受入れ事業に対しての委託とか、あと支援という形は取っていないのでしょうか。

○菅野議長　答弁は柴田観光課長兼かせぐ課長。

○柴田観光課長兼かせぐ課長　ありがとうございます。

ＮＰＯランドナビにしかわさんにダイレクトに町から支援をしている、委託をしているというものはございません。先ほども申し上げましたとおり、ランドナビさんはじめ観光協会、総合開発さんなど、それぞれが役割を持ってインバウンド誘客に向けたものも取り組んでいっていただいているというふうに認識しておりますが、観光協会さんとランドナビさんあたりが台湾から受入れをするに当たって、経費というか、その受け入れるに当たって観光協会に町から委託した中で、ランドナビさんも一緒にやっているというような理解をしております。よろしくお願いいたします。

○菅野議長　３番、佐藤大議員。

○３番（佐藤　大議員）　分かりました。

じゃ、それでは、質問の２になります。

インバウンドに関して質問をいたします。

（１）２月に行われました台湾交流の中で、台湾師範大学の歓迎会に参加させていただきました。いろいろとお話をしましたところ、学生の皆さんは西川町に来て雪に触れ合い、スキー教室や雪遊びをやることに大変満足されておりました。このたびの体験が、また西川町に来たいという思いを強く持っていただいて、社会人になられてからも、また西川町を訪れてみたいという思いにつながるといった、そういった期待が大いにあるのではないかと思います。この交流事業というものが今後のインバウンドにつながる可能性を大いに秘めていると思うのですが、町はどう捉えているのでしょうか。

○菅野議長　答弁は菅野町長。

○菅野町長　台湾交流事業から今後のインバウンドにつながる可能性について申し上げます。

先ほど答弁させていただいたとおり、冬期を中心としたインバウンド拡大には、そもそもが今来ていただいている方々の恩恵というか、町としてはありがたく考えております。先ほど申し上げたとおり、令和７年度冬期であれば、大学生、小学生などが170名余りいらっしゃっていただきました。これを契機として、その台湾師範大学の卒業生がまた西川に訪問していただいて、ツアーを組んで訪問していただくということが少しずつ見えてまいりました。このことから西川町としても観光戦略や総合計画のほうで関係人口、交流人口の拡大のところに台湾、東南アジアは重点ターゲットと位置づけておりますので、これからも継続する必要があると考えております。

○菅野議長　３番、佐藤大議員。

○３番（佐藤　大議員）　了解しました。

それでは、（２）になります。

現在、台湾とは長年の交流があるわけですが、台湾からのインバウンドを前向きに取り組む時期ではないかと思います。それには、宿泊先の確保ですとか滞在中の体験ツアーの商品開発などの受入れ体制の拡充が必要ではありますが、これはもう研究しまして、本格的に台湾からのインバウンドを検討する時期かと思いますが、いかがお考えでしょうか。

○菅野議長　答弁は菅野町長。

○菅野町長　町としましては、総合計画や観光戦略において掲げるインバウンド推進の方針に基づき、台湾の方をインバウンド誘客の核となるターゲティングとして位置づけております。

台湾でのＰＲや教育旅行での連携強化、多言語情報発信、受入れ体制の整備など、継続的な誘客を図っていく方針でございます。

具体的に力を入れているということでございますけれども、何をしているかというと、毎年５月に開催される台湾師範大学の政策発表会には継続して、私も発表会に説明をさせて、西川の取組を、ＮＦＴの取組を発表させていただいたりしております。

また、令和５年12月に参加した一般社団法人東北観光推進機構主催の東北に誘客をしていこうというような大規模なイベントのブース出展を行いました。仙台市と我が町だけだったと思います。また、その際に台湾観光局長へのトップセールスを行うなど、機会を捉えて台湾に行って要人の方とお話しして、西川町のプロモーションを継続していきたいと考えております。また、ランドナビにしかわさんを主体とする町民の皆様にも一緒になった体験提供など、日本、西川町をふるさとと感じていただけるような印象に残る活動の広報について積極的に協力してまいります。

さらに、令和５年８月でございますが、台湾師範大学の毎年来ていただいている林先生を月山ふるさと大使に委嘱しまして、本町の魅力発信を台湾においてしていただいているところです。しかしながら、ソフト面で来ていただくということを頑張っても交通の面とか、例えば民宿型の泊まる場所がそういうところじゃないほうがいいと、ホテルのほうがいいという方もいらっしゃるので、町としてそのインバウンドを享受するには、町だけでできなくて、その旅館の皆様の設備投資なども必要になるので、そういった関係者の皆様と行政一体となるには、もう少し時間がかかるのかなと思っております。

○菅野議長　３番、佐藤大議員。

○３番（佐藤　大議員）　町のほうでもいろいろと取り組んでいただきまして、師範大学のほうへの政策発表会などにも出向いていただいて、町のＮＰＯ法人の取組を伝えてきたとか、あと台湾での東北のこのインバウンドのＰＲということでのブースの出展でプロモーションしてきたとか、あと林先生を月山ふるさと大使にしていただいて、あちら台湾のほうでいろいろ町をＰＲしていただくというような、何かいろいろな取組をやっておられるということが分かりました。

この西川町の農泊推進協議会というものを立ち上げたときは、台湾を中心としたインバウンドで滞在型観光、ビジネス化を目指すとの目的がありました。山形の県内では、台湾からのインバウンドに力を入れているのは飯豊町です。山形での雪遊びを熱心に台湾の旅行会社にセールスに行きまして、ツアーの一部にどんでん平スノーパークにての飯豊町での雪遊び

というものを体験させたり、道の駅で買物させたりと、今、台湾の方々には、グミが大人気なそうで、爆買いなんだそうでございますが、こういったことを台湾からの日本ツアーでの、その中の一部に組み込んでもらって、飯豊町へ寄っていただくということで、この冬には、人口6,000人の町に１万3,000人が訪れるそうです。これは、10年前と比べると、実に17倍という実績を伸ばしています。この飯豊町の取組をまねしたらというわけではありませんが、先を行く取組には、参考にできるものもあるのではないかと思います。

西川町は、国連世界観光機関が選ぶベスト・ツーリズム・ビレッジにも認定され、注目の観光地でもありますので、町の強みであります雪を活用したインバウンドに向けた西川町ならではの独自のツアーというものを検討してみる時期ではないかと思うのですが、いかがお考えでしょうか。

○菅野議長　答弁は柴田観光課長兼かせぐ課長。

○柴田観光課長兼かせぐ課長　台湾のインバウンドに向けた佐藤議員からいろいろと飯豊町さんも事例にしていただきながらのご提案もありがとうございます。

飯豊町さんの状況につきましては、町のほうでも飯豊町さんのご担当者などからも含めてお話をお伺いしながら、いい点、悪い点なども含めてお伺いをしているところでございます。

また、最後にご提案もありましたツアーなどにつきましても、現在、西川町のほうでも月山スノーランドというものを地元の皆様が協議会をつくって立ち上げて、弓張平でやられている部分もありまして、こちらのほうでも飯豊町さんの１万人という数には及ばないまでも、台湾の方がいらっしゃったときには、こちらのスノーランドも使っていただきながら、雪遊び体験もしていただいているところでございますので、今日、今、佐藤議員から頂戴したご提案も参考にさせていただきながら、こちらのほうで今後も進めてまいりたいと思います。よろしくお願いいたします。

○菅野議長　３番、佐藤大議員。

○３番（佐藤　大議員）　そうですね、西川町のこの強みであります雪というものを活用したインバウンドの誘客に向けた取組というものにも、ぜひ力を入れていただきたいと願うところであります。

それでは、質問の３に移ります。

台湾の姉妹校訪問について質問します。

毎年、台湾の小学校３校から児童と先生方が西川町に訪れ、スキー教室や日本文化の体験など、充実したプログラムを体験し、また西川小学校では、交流事業に参加しています。今

年も台湾の小学校３校が訪れました。

かねてより台湾側からも、ぜひ西川の子どもたちも台湾に来てほしいと熱心なアプローチを受けておりましたが、なかなかかなわないのが実情でした。ですが、このたびＮＰＯ法人ランドナビにしかわが主体となって春休みに台湾の姉妹校を訪問する企画を立て、３月19日から３泊４日の日程で実施する運びとなっています。

西川町教育振興基本計画では、世界とつながるグローバルな視野とマインドを育む教育の充実という重点施策の下、具体的施策には、グローバルな視野と国際感覚を養う交流の充実とあります。その主な取組において、新規拡充の項目として台湾姉妹校との相互訪問交流やＡＬＴ母国等とのオンライン交流支援とうたっています。

（１）になりますが、町が打ち出してきたグローバルな視野と国際感覚を養う交流充実事業に係る新たな事業を児童たちの台湾訪問という形で行えるわけですが、町はどのように受け止めているのでしょうか。

○菅野議長　答弁は前田教育長。

○前田教育長　今回の希望者によります台湾の姉妹校への訪問活動につきましては、ＮＰＯ法人ランドナビにしかわが主体となり、行政に依存することなく、独自のネットワークと熱意によって進められている積極的な民間主導の取組であると捉えております。町といたしましては、こうした民間主導による草の根の国際交流は、行政だけではなし得ない継続性と深みを持つものであり、意義深い取組だというふうに受け止めているところです。

一方で、学校教育との関わりにつきましては、今回の訪問は教育課程外、春休み中の取組というようなこともありまして、学校としての関わりは持っておりません。そのため、教育委員会や学校が行政組織として会議や指示を行うのではなく、ＮＰＯ法人の高い専門性と長年の間に培われた台湾との信頼関係を生かした運営がなされることが最適であるというふうに考えております。

今後も学校、ＮＰＯ、行政がそれぞれの役割を担い、民間主導の自由度を生かした交流が継続されることを期待しているところでございます。

○菅野議長　３番、佐藤大議員。

○３番（佐藤　大議員）　今のところ行政は関わっていないというようなお答えだったと思いますが、現代において、このオンラインでの交流というのも盛んになりまして、手軽に外国と、海外とつなぐことができるようになりましたが、やっぱり現地に赴いて海外に向けた開かれた視野を養い、そして五感で感じ取ることは、より重要な事業なのではないかなと、こ

う思うところであります。

（２）になります。

西川小学校児童の台湾訪問という形での新たな交流事業となるわけですが、ＮＰＯ法人ランドナビにしかわの橋渡し活動があって成り立つ事業であります。今後継続する上で、交流事業の委託や、渡航費の一部支援やスタッフなどへの支援など、町からの支援があってしかるべきかと思うのですが、いかがお考えでしょうか。町へは要望書が提出されているとお聞きしましたが、どのような要望だったのでしょうか。そしてまた、町としては、対応はどのように検討しているのかお聞きいたします。

○菅野議長　答弁は前田教育長。

○前田教育長　昨年の10月にＮＰＯ法人ランドナビにしかわより教育委員会に対し、交流事業への支援に関する要望書を頂きました。いわゆるＮＰＯが進めようとしている交流を町としても支援してほしいと、費用面等で支援してほしいというふうな内容でございました。

これを受けまして、教育委員会といたしましては、小中学生等のニーズ調査を実施いたしました。結果、割合はそれほど高くはありませんが、一定程度のニーズがあることを把握いたしました。しかしながら、町といたしましては、訪台を希望する児童・生徒の熱意を重く受け止めており、今後の支援の在り方を検討するための重要なステップとして、この３月、つまり19日に出発いたします訪問活動を注視し、その効果をしっかりと検証してまいりたいというふうに考えているところでございます。

具体的には、帰国後の児童・生徒への満足度調査や現地での交流がもたらす教育的効果を精査いたします。その結果、本事業が町の将来を担う人材育成に資する有益なものであると確認できれば、財源的に持続可能な支援の仕組みづくりを研究してまいる所存です。

まずは、３月の実施結果から平等性、そして公平性や受益者負担の原則などを精査し、町民の皆様に納得いただける公平かつ効果的な支援の在り方を慎重に見極めてまいりたいというふうに考えております。

○菅野議長　３番、佐藤大議員。

○３番（佐藤　大議員）　このたび初めて台湾に訪れるわけですので、このたびの事業の結果というものをやっぱり見極めまして、今後の対応ということ、当然のことだと思います。

やはり今回10人の方、10人限定にしたのか、10人の方が行くということですけれども、やっぱりこれは例えば募集したところでも、やはり行きたくないという子どもさんもいることもありますでしょうし、あとやはり経済的だとか、あとはその他のちょっとまずい、具合が

あるんで、ちょっと駄目だよという、そんなこともあると思いますんで、全員が行くというふうなわけにいかないので、やっぱりこの受益者に対しての支援、そこばかりになるんじゃないかみたいな、補助を出すとなると、そういうこともなるかと思いますけれども、でもその事業自体に補助を頂いて渡航費、幾らのところを、会のほうから幾らになるんで、例えば実績からのところを幾ら幾らで行けますよというような形ですれば、その参加する人みんなが該当するというか、児童がみんなが該当するというんじゃなくても、その参加する人たちにも分けるんだよという形にすれば、少し補助があれば、より参加できるようになるんじゃないのかななんても思うんですが、その辺、ぜひ前向きに支援を考えていただきたいと願うところであります。

質問の４になります。

台湾との交流事業においてスキー教室や雪遊びを楽しみに訪れる台湾の方々にとって、町民スキー場は大変重要な施設であります。ＮＰＯ法人では、わざわざ山形にレンタルスキーを運び入れて西川町のスキー場でスキー教室を行い、ここ西川町で雪の体験をさせています。スキー場がなくなれば、スキー板を運ぶ労力はなくなりますが、人をほかのスキー場へ運ぶだけで西川町に来る必要がなくなるのではないでしょうか。

私は、令和７年第４回定例会において、町民スキー場について一般質問を行いました。町民スキー場の運営に関して、その後の経過について質問をいたします。

（１）前回の一般質問の答弁では、運営会社であります月山観光開発株式会社と話合いをしていくとのことでしたが、その後、話合いの機会はあったのかお聞きいたします。

○菅野議長　答弁は前田教育長。

○前田教育長　12月以降、運営会社の月山観光開発株式会社との話合いは、月１回ペースの定例会を含めまして、計５回実施しており、課題の共有を図り、運営状況や改善策、持続の可能性等について協議を継続しているところでございます。

○菅野議長　３番、佐藤大議員。

○３番（佐藤　大議員）　月１回話合いをしていらっしゃるということで了解しました。

（２）になります。

運営会社におきましては、今シーズンはリフト料金の値上げをしたり、そのほかの営業努力をなされていると思います。まだ３月ということで営業の途中ではありますけれども、１月、２月の営業を通しての前年との比較で売上高や経費削減の実績など、今期の営業状況は改善されているのでしょうか。町としてはどのように把握しているのでしょうか。

○菅野議長　答弁は前田教育長。

○前田教育長　ご質問のありました今シーズンの経営状況につきましては、気象条件による制約を大きく受けつつも運営会社の徹底した経営改善策、その大きなものは料金の値上げというふうなこともございますけれども、収益性の面で一定の成果は見え始めております。

具体的な営業状況を申し上げますと、12月は積雪ゼロにより全面休業を余儀なくされました。１月11日から各コースの積雪状況について、順次オープンした状況にございますが、２月以降も降雪に恵まれない厳しい状況ではございますが、こうした逆境に対して、リフト料金の改定やコースへ雪を集約する場内整備といった運営努力を継続いただいております。

また、台湾、西川の小学校のスキーじょんだずねスキー教室などによるリフト輸送数の増加、これは対前年比27％増ということもあり、２月末時点の速報値では、町からの増額した補助金も含めた営業収入は対前年比で18％上昇しております。全体的には、運営会社の経営努力やリフト輸送数の増加もあり、営業収入は改善傾向にございます。一方で、積雪不足、実は現在も雪が消えてしまったために、クローズ状態になっている状況ではございますが、積雪不足による経営日数の不足により、売上げ機会を損失している状況にございます。

○菅野議長　３番、佐藤大議員。

○３番（佐藤　大議員）　分かりました。

改善傾向にあるということでいろいろ努力されているのかなと思いますが、この料金の値上げということもやはりよかったというか、まず経営する上での収益が上がったのかなと思います。

（３）になりますが、前回の質問では、中期的な修繕計画は出されていないとの答弁でしたが、その後、修繕計画や経営計画などの提出の動きはあったのでしょうか。

○菅野議長　答弁は前田教育長。

○前田教育長　運営会社からは、今後の収支見通しや設備更新を含む中期的な修繕計画及び経営計画とまでは言えませんが、今後３年間の収支見込みが提出されております。

○菅野議長　３番、佐藤大議員。

○３番（佐藤　大議員）　提出されているというのを了解しました。

（４）になりますが、運営会社は今後の経営をどのように考えているんでしょうか。この話合いの中で、今後どのようにしていくんだというふうな町の回答は出ているのでしょうか。

○菅野議長　答弁は前田教育長。

○前田教育長　運営会社の今後の経営方針につきましては、民間の独立した経営主体としての

判断に委ねられるべきものであり、町が直接お答えする立場には、基本的にございませんが、運営会社である月山観光開発株式会社との協議の中で、現在お聞きしている範囲内で申し上げます。

運営会社からは、近年の深刻な雪不足や物価高騰の影響を受け、非常に厳しい経営状況に直面していると伺っております。その上で、現状のまま収支の改善が見込めない場合においては、民間企業として事業の継続が困難であり、最悪のケースとして事業撤退も視野に入れざるを得ないという極めて強い危機感をお持ちであると認識しております。

○菅野議長　３番、佐藤大議員。

○３番（佐藤　大議員）　やはり厳しいのは分かっておりますけれども、だからそれを今すぐにやめるということは言っていないんですね。だから、もうすぐにやめたいというようなことは言っていないということなんですね。

○菅野議長　答弁は前田教育長。

○前田教育長　現時点でそのようには伺っておりません。

○菅野議長　３番、佐藤大議員。

○３番（佐藤　大議員）　分かりました。

じゃ、それでは、質問の５であります。

○菅野議長　大議員、残り13分です。

○３番（佐藤　大議員）　分かりました。

質問の５であります。

スキー場の存続でありますが、（１）です。

前回の質問では、町民スキー場は西川町教育振興基本計画でも町の特性を生かす健やかな体の育成という重点施策の下、スキー、カヌーの教育課程での位置づけとして取り組んでおり、町民スキー場の存在意義は教育的な部分であるとの答弁でした。

西川町教育振興基本計画においての取組は、スキー、カヌー、教育課程での位置づけの後ろに事業継続に向けた実施環境の整備とうたっています。実施環境とは、スキー場も該当するのではないでしょうか。実施環境の整備であって、廃止ではないのですね。ですから、存続に向けて本腰を入れてスキー場の整備をやる方向へ向かわなければならないかと思いますが、どうお考えですか。

○菅野議長　答弁は前田教育長。

○前田教育長　今、佐藤議員ご指摘のとおり、教育振興基本計画等にもうたっている事項でご

ざいます。町、そして教育委員会といたしましては、スキー場を特色ある教育や観光面での台湾交流という重要な拠点と位置づけており、維持、存続を図りたいという基本姿勢に変わりはございません。しかしながら、本件は経営権を持つ運営会社との契約に基づく相手のあることであります。町民スキー場が本町の教育や観光、台湾交流において極めて重要な役割を担っているという認識の下、どのような支援や関わり方が持続可能であるかも含め、今後も運営会社と真摯に協議を進めてまいる所存です。

○菅野議長　３番、佐藤大議員。

○３番（佐藤　大議員）　前回質問しましたときは、町長からは鶏の卵のようだとありましたが、全くそのとおりで、両方相手の出方待ちでは、なかなか前に進まないのではないでしょうか。

町がスキー場を残す、継続するという強い意思をお持ちならば、相手方への対応も変えていかなければならないのではないかと思います。相手からの答え待ちだ、相手の答え次第だでは、相手方に結論を委ね、町では、正直なところ財政面などの理由で存続しないというような方向にあって、相手側から存続できないとの答えを出されたら、それに乗っかって運営会社から経営の存続ができないと言われたので、残念ながら町としては存続できませんといったような理由づけにしていると受け止められるように聞こえてしまう、感じてしまう人もいらっしゃいます。町としては、何としてでも、この町民スキー場は存続する、継続するという強い意思はお持ちなのでしょうか、お伺いいたします。

○菅野議長　答弁は前田教育長。

○前田教育長　先ほど申し上げましたとおり、町としての存続をしていきたいという考え方に変わりはございません。そういう意味で経営者側が経営を継続できるというふうな条件提示を町ができるかどうかというふうなことになりますけれども、そういう判断をしていくに当たっては、それに当たってどの程度の町の財政支出が可能なのかというところに照らして、これは広く町民のコンセンサスも得て進めていくべきものだというふうに考えておるところでございます。

○菅野議長　３番、佐藤大議員。

○３番（佐藤　大議員）　いや、町としてでも、一応前向きに支援するからやってくれというようなスタンスに立っていただければ、もっと早く事が進むのではないかななんて感じるところでございます。

前回の一般質問では、教育長部局で運営会社との合意を取れれば、財政部局は全力で資金

を取りに行くといった、資金面は任せろという意味合いに取れる力強い答弁がありました。それなのに経営権のある相手方次第だと、先月の10日にありました総合政策審議会においても、委員からのスキー場の質問への答弁でも交渉にはちょっと消極的に見えたのですが、どういった理由があるのでしょうか。

○菅野議長　答弁は前田教育長。

○前田教育長　消極的に見えたというふうなご質問でございましたけれども、決して消極的ということではございませんで、町としては積極的にどういうふうな条件であれば継続可能なのかということを向こうのほうに伺っている状況にございます。

その結果、スキー場を運営した場合に、その数値的にどういうふうなデータを持って経営存続に値するのか、営業継続、存続に値するのかということをしっかり分析して進めていかないとならない問題だというふうに考えているところでございます。

○菅野議長　３番、佐藤大議員。

○３番（佐藤　大議員）　分かりました。

それでは、（２）になります。

近年に迫っている設備に係る支出としては、令和９年度にリフト減速機のオーバーホールに約2,470万円が見込まれますが、町はどのように対応するお考えなのでしょうか。

○菅野議長　答弁は前田教育長。

○前田教育長　９年度において予定されている整備は、安全運行のために避けては通れないものです。計画的な予算確保を含め、適切な時期に実施するよう検討を進めてまいります。

○菅野議長　３番、佐藤大議員。

○３番（佐藤　大議員）　よろしくお願いいたします。

それでは、（３）になります。

運営会社は、集客数の減少や近年の物価高騰の影響で、赤字経営からは脱却できません。それが撤退の理由でもあるわけですが、町は運営会社に索道事業運営補助金を毎年定額で660万円支払っています。昨今の物価高騰に当たり、補助金の増額は検討しているのでしょうか、何か先ほどの答えでは、何か増額したみたいな感じが取れたんですけれども。また、ハード面でもリフト設備では多額の修繕費用で、町の財政負担が見込まれますが、国や県の補助金、交付金の活用を検討しているのでしょうか。

○菅野議長　答弁は前田教育長。

○前田教育長　まず、ハード面についてお答え申し上げますけれども、町は施設所有者でござ

います。したがって、支援としてではなくて、町の施設としての適切な維持管理と捉えております。運営会社から示された中期的な修繕計画に照らしまして、将来の修繕費を見極めながら、必要な整備を検討してまいります。

ソフト面につきましては、佐藤議員のおっしゃる支援の意図するものが何を示すものか、ちょっと分からない部分もあるんですが、運営補助金としてお答えするならば、運営会社の経営状況が極めて厳しい中、昨年度より補助額の増額要望を受け、実質的な運営継続のための支援を強化している段階にあります。現在は、町が運営をお願いしなければ事業が成り立たない、極めて切迫した状況にあると認識しております。

今後の支援の在り方については、運営会社からさらなる事業に対する具体的な支援要望が示された場合には、町としてどこまで踏み込んだ支援が可能か、先ほど申し上げました数値的な分析等も含めて、その妥当性を慎重に検討してまいります。

○菅野議長　３番、佐藤大議員。

○３番（佐藤　大議員）　検討していっていただきたいと思いますが、その毎年定額で払っていますね。先ほど話ししました660万円の索道事業運営補助金ですけれども、それ増額はしたのでしょうか。

○菅野議長　答弁は前田教育長。

○前田教育長　増額させていただいております。

○菅野議長　３番、佐藤大議員。

○３番（佐藤　大議員）　幾らになったんでしょうか。

○菅野議長　答弁は設楽まなぶ課長。

○設楽まなぶ課長　佐藤大議員のご質問にお答えいたします。

昨年度660万円でございました。今年度約１割増の730万円でございます。

○菅野議長　３番、佐藤大議員。

○３番（佐藤　大議員）　前回の質問においては、町長より所管の教育長部局で運営会社等のどういった支援をしていくか、どのぐらいの予算規模が必要なのか、いつ頃必要で、幾ら必要なのかなどの検討がなされて合意できたらば、財政部局では全力で取りに行くとの回答でありました。現在、合意に向けてどのような支援を具体的に検討しているのでしょうか。

○菅野議長　答弁は前田教育長。

○前田教育長　先ほど申し上げましたように、運営補助金による支援ということになります。

○菅野議長　３番、佐藤大議員。

○３番（佐藤　大議員）　ソフトのほうでの補助金ということでの支援をやっている。あと、今後のハード的なことのやつは、またそんな話になっていないということなのかなと思いました。

この教育課程での位置づけとして、本当、教育的な存在意義があり、そしてまた台湾との交流において、町とのつながりには、大変重要な施設であります町民スキー場であります。これからも前向きな町からの対応を期待いたします。

これをもちまして、一般質問を終了いたします。どうぞ。お願いします。

○菅野議長　では、町長、お願いします。

○菅野町長　間沢スキー場へのご指摘ありがとうございました。

所管は教育長部門のほうで、今鋭意交渉していただいているので、私としては先ほど佐藤大議員からおっしゃっていただいたとおり、財政面としてはできるだけなくさないようにバックアップするということはお約束させていただきます。

恐らくというか、今申し上げられるのは、索道事業の来年度の予算は1,400万、たしか計上しているかと思います。1,400万円を計上しており、今のところ先方から当初の、今これからあれもこれも必要だとおっしゃられるかもしれませんけれども、今時点で要望額というのを、今、来年度予算に向けてできるだけ運営していただきたいと思って、町としても財源確保を頑張っております。

これから町の方向性として、これからの職員の皆様も、町民の皆様にも聞いていただきたいんですけれども、恐らくこれから町民スキー場の経営というのは厳しいと。ただ、運営権は先方にありますと。じゃ、町のほうではどれぐらいお金が必要なんだろうという議論が、一方で、そのお金が出せるかという議論と町民裨益性というのがどれぐらいあるのか、一部の人にあまり使われていないんじゃないかという議論がまずあります。そのほかに、先ほどおっしゃっていただいた台湾でも間沢スキー場があるから来ていただいているかもしれません。ですので、そうすると経済効果として町民スキー場を失うことはスキー客にとどまらず、観光面でのマイナスとなる可能性があります。そう考えて金額に一定の公平性の観点と、その間沢スキー場の、町民スキー場の価値の額について、ある程度私たちは金額を持って交渉を努めなくちゃいけないと思っております。できるだけ、その運営会社は運営していただくために、間沢スキー場は赤字だけれども、月山のリフトのほうも事業しております。こちらのほうでもご支援も必要なものがあればご支援しながら、できることはしながら、この部門だけの議論ではなくて、会社としては、ほかの事業での補助という面でも町の裨益性なども

考慮しながら考えなくちゃいけない段階で、これはできるだけ来年営業できないというふうにならないように、夏頃までには、これ以上は無理だとか、この事業には、これぐらい必要だということであれば出せるとか、そういった交渉を膝詰めで、私も会長、社長のほうと、山交グループさんのほうとも話していきたいなというふうに思っておりますので、今回議案、任期が来月までになっておりますので、それまでには、必ず１回は私のほうからもグループのトップのほうに申し上げたいと思っています。ご質問ありがとうございました。

○菅野議長　以上で、３番、佐藤大議員の一般質問を終わります。

ここで休憩します。

再開は10時50分とします。

休憩　午前１０時３４分

再開　午前１０時５０分

○菅野議長　休憩を閉じ、会議を再開します。

◇　飯　野　幹　夫　議員

○菅野議長　続いて、４番、飯野幹夫議員。

〔４番　飯野幹夫議員　質問席へ移動〕

○４番（飯野幹夫議員）　４番、飯野幹夫です。

今回は、通告のとおり、水沢の水源地に対して町の水道水の供給に関して質問をさせていただきます。

町の給水区域全体の86％は上小沼の湧水を水源として水道水を供給を受けていますが、この水源区域は長期にわたり地滑り地帯として山形県でも長年調査を行っているエリアでもあります。町民生活に最も重要な水道水の確保について、町の対応について、次の質問をさせていただきます。

質問１です。

県村山総合支庁森林整備課から、長期にわたり県が実施した上小沼の水源地域の地滑り調

査結果を町はどのように受けているのか、まずは一点お伺いさせていただきます。

○菅野議長　答弁は菅野町長。

〔町長　菅野大志君　登壇〕

○菅野町長　上小沼の水源地の地滑り調査結果に関しましてご質問ありましたので、お答えをいたします。

上小沼水源地域は、議員おっしゃるとおり、町内約1,400世帯に水を給水している、町にとって極めて重要な地域でございます。上小沼の水源は、町の貴重な自己水源でございまして、自己水源から水を供給できていることから、他の市町村のように、山形県から購入する水の量が少なくて済みます。このため、平成５年以降30年もの間、町の水道料金を値上げせずに済んでいるのは、まさに上小沼の自己水源があるからだと、ありがたい側面がございます。

町としても、上小沼の水源を保全するための地滑り対策を西村山地方開発重要事業要望に盛り込んで、山形県知事に要望してございます。その結果、県が主体となって、令和３年から令和６年まで地滑り工事について調査が実施されました。この調査の結果、地表から５メートルから20メートルの深さで地滑りが確認をされています。このため、来年以降、国直轄で上小沼での地滑り対策事業が実施されることとなりました。

町としましては、この調査結果について重く受け止め、国が実施する地滑り対策事業に全面的に協力しつつ、その履行を継続的に要望していく考えでございます。

○菅野議長　４番、飯野幹夫議員。

○４番（飯野幹夫議員）　今、町長からも話あったとおり、この地域は地表から５メートル、６メートルのところで地滑りが発生しているというふうな調査報告を、私も報告書を見させていただいて確認をさせていただきました。

特に、この地滑りは、ここに調査報告書ありますけれども、３つのブロックに分けて地滑りの調査を行って、最大で動いているところが、残念ながらＢブロック、要するに、Ｂブロックというのは、まさにその上小沼の水源地がある部分というふうな形であるというふうな報告書でありますけれども、これに対して、やっぱり、町もしっかりと認識をしていただいて、県に強く要望していただきたいなというふうに考えております。

重要事項として受け止めて、県に対しても要望しているということだったんですけれども、その要望の結果については、どのようなことだったのか、お伺いできればというふうに思います。

○菅野議長　答弁は渡邊みどり共創課長兼農業委員会事務局長。

○渡邊みどり共創課長兼農委事務局長　お答えします。

要望させていただいた結果、令和３年度から令和６年度、議員がお持ちの報告書の整った調査が実施されたということでございます。

○菅野議長　４番、飯野幹夫議員。

○４番（飯野幹夫議員）　それでは、（２）のほうに移らせていただきます。

この調査結果を受け、今後、県では地滑りを抑止するために、水抜きボーリングを行うというふうな形が、我々小沼地区に対しても、水沢地区に対しても、説明がなされております。その際に、湧水の減少など、水源への悪影響ということも考えられるとのことですが、町の水道を利用している、先ほど、町長の答弁の中にありました約1,400世帯に水を供給しているわけですけれども、この供給を続けるために、代替水源の確保について、町はどのように考えておるのかお伺いさせていただきます。

○菅野議長　答弁は菅野町長。

○菅野町長　ご質問いただいたとおり、水抜きボーリングを施工することにより、水脈が変動し、現在の水源が枯渇したり、水質が悪化して、一時的に使用できなくなるというリスクはございます。

そこで、議員のご質問の代替水源の確保についても検討しているところでございます。が、現在、確保できている水源は、上小沼地域の集水井から配水１か所でございます。この水源では、上小沼から現在供給されている水量を賄うことはできません。このため、上小沼での地滑り対策事業については、水源の保全を図った上で実施する必要があり、水源の保全と地滑り対策の２つの目的を両立させる多額の費用と高度な技術を要する事業となっております。このことから、本事業の実施主体については、令和６年度までは山形県であったところを、令和８年度以降は国直轄の事業となったところでございます。

町といたしましては、例えば、現在の水道の取水井よりも地理的に低い位置から施工していただくといった対応や、水源への影響を継続的に確認しながら工事を進めていくことなど、水源への影響が極力発生しないように令和17年までの長期にわたる実施期間中に、既に実施されている志津地域での地滑り対策と同様に、私が、町長が、国の東北森林管理局に毎年確実な施工と水源の保全について、今まで言っていませんでしたけれども、これからは、そこに要望しなくてはいけないと考えております。

○菅野議長　４番、飯野幹夫議員。

○４番（飯野幹夫議員）　そうしますと、ボーリングが実施されることの期間になった場合、配水池の１か所からというふうな今のお考えの答弁があったと思うんですけれども、山形県は、その水抜きボーリングを工事する前に、もう既に他の水源地確保を町に対しては求めているのかどうか、その辺のところをお伺いさせていただきます。

○菅野議長　答弁は大泉建設水道課長。

○大泉建設水道課長　飯野議員の質問にお答えします。

まず、結論から言えば、最初の質問、まずは、今のところ確保できない状況ですので、今のところはちょっと求められていない状況であります。でありますので、先ほど、町長が答弁で申し上げましたように、これは、つきましては、水源の保全と地滑り対策という２つの目的を両立させるということで、国がそういうことになっております。それで、国の工事の中、これから協議の中で、先ほど、町長も答弁申し上げましたように、工事の在り方としまして、今の町の水道の取水井よりも地形的に低いところなど、その辺のことを協議していくものでございます。

以上です。

○菅野議長　４番、飯野幹夫議員。

○４番（飯野幹夫議員）　ありがとうございます。

そうしますと、なかなか、ボーリングを行うに当たって、確保できる水源がなかなかないというふうな形で、その辺のところも課題に残っているというふうな形の見解かなというふうに認識させていただいたところでございます。

次に、質問の２に入らせていただきますけれども、国の耐震基準の見直しというふうな形で、国では、ここちょっと通告書間違ってしまったんですけれども、分水型と書いてしまったんですけれども、これ、分散型の水道供給導入について質問をさせていただきたいと思います。

国では、水道管の耐震基準見直しに対して、町はどのような対応を考えているのか、お伺いさせていただきます。

○菅野議長　答弁は菅野町長。

○菅野町長　ご質問の水道管の耐震基準見直しについては、今年１月11日に、国土交通省が方針を示したとの報道があったことは承知しております。報道によれば、国土交通省は、令和６年に発生した能登半島地震で断水が長期化したことを教訓として、病院や避難所、役場庁舎など、防災対応拠点となる重要施設につながる水道管の耐震基準を見直し、現行より厳し

くする方針を固めたというふうにされております。

上下水道設備に甚大な被害が発生したことを受け、国土交通省では、令和６年３月に上下水道対策検討委員会を設置いたしました。この委員会の最終取りまとめにおいても、今後の地震対策の在り方の一つとして、災害時の拠点となる避難所、病院、重要施設などに係る上水道管の耐震化を進めるべきとまとめられております。

現行の水道管の基準は、水道施設の技術的な基準を定める省令第１条第７号に定められております。レベル２の震動、震度６強クラスの揺れへの耐久性が求められているのは浄水場とつながる導水管や送水管などの基幹管路に限定をしております。しかし、改正案では、重要施設に接続する配水管についてもレベル２、先ほど申し上げた震度６強での耐久性を要件としており、現在、省令の改正に係るパブリックコメントが募集され、４月には改正、10月施行が予定をされております。ただし対象は、10月以降に新設する配水管でございます。既存の配水管については、交換や時期に併せて新規事業の適用を要件とするものでございます。

議員のご質問にある町の対応方針については、今後の水道管更新に当たっては、耐久性を有する管種に更新し、次の優先順位で進めていく方針でございます。

１つ目は、給水世帯が多い上小沼水源とする給水区間の導水管、２つ目の優先として、水源に近い上流部から末端までの基幹となる水道管で、いずれも国が示す重要施設に接続する配水管に該当いたします。このうち令和元年度策定の西川町水道事業アセットマネジメントで定めた管種ごとの更新基準を経過し、かつ、耐震性を有していない水道管から更新を行っていく方針でございます。

これからも、国の動向を注視しつつ、国庫補助金の積極的な活用や更新工事費用の抑制を図りながら、水道管の計画的な更新を行ってまいります。

○菅野議長　４番、飯野幹夫議員。

○４番（飯野幹夫議員）　今の答弁ですと、国の基準に沿って実施時期を兼ねて行っていくというふうな回答をいただきましたけれども、その重要施設への改定が主なというような形で、私もこれ理解させていただいておりますけれども、今現在、耐震化基準の改定を行う前の基準として、重要施設、例えば、この役場とか、それから、病院、それから、町の指定する避難所とか、こういったところの耐震化の適合状況はどのようになっているのでしょうか。

○菅野議長　答弁は大泉建設水道課長。

○大泉建設水道課長　ただいまの質問に対してお答えいたします。

今、議員からありましたように、国でも、重要施設ということで、災害拠点とかというこ

とで、役場、それから、病院、それから、指定避難所ということで、例として、今回挙げているところでございます。

そういった例に基づきまして、現在、町のほうでどうなっているかといいますと、そういった避難所、そういった耐震基準を接続可能にしているのは、避難所の中の大井沢地区の大井沢温泉館のみとなっております。

○菅野議長　４番、飯野幹夫議員。

○４番（飯野幹夫議員）　今の課長の答弁、ちょっともう一回確認させていただきます。

そうしますと、大井沢の避難所のところだけがクリアしていないということですか。

○菅野議長　答弁は大泉建設水道課長。

○大泉建設水道課長　基準を満たしているほうが大井沢温泉館のみです。

○菅野議長　４番、飯野幹夫議員。

○４番（飯野幹夫議員）　じゃ、その他のところは満たしていないところで、今後、やっぱり、基準に合った形でしなくちゃならないということで、その辺のところも、ぜひ、今後、きちんと予算化をして、実施していっていただきたいというふうに思います。

（２）です。

この長距離の分水管の導入に関しては、給水管が短くなるというか、長距離でないことを考えるので、国では、維持管理コストを抑制できるという目的で、支援報道というような形が載っておりますけれども、これに対して、この分水型の水道供給導入について、町はどのように考えているのかお伺いできればと思います。

○菅野議長　答弁は菅野町長。

○菅野町長　お答えいたします。

国土交通省では、本年１月、水道施設の集約型と、議員おっしゃる分散型のベストミックスについて検討を行い、その方法論を示すことを目的とした水道事業における分散型システムの導入手引検討委員会を設置いたし、整理を進めているところでございます。

国土交通省が示す分散型水道には２つの方式がございます。１つ目は、小規模な水道施設で集落ごとに地域の水源から取水して、小型の浄水場施設を設置して配水する方式、もう一つ、２つ目は、運搬送水、運搬して運ぶということです、運搬送水で管路維持が困難な集落に給水するため、平時において、小規模でない集約型施設の浄水場から集落内にある配水池に車両等により浄水を運搬すると。車両で浄水施設まで運搬するという方式の２つでございます。

町の現状を申し上げます。

上小沼を水源とする町全世帯の約86％に供給している上水道のほか、岩根沢、大井沢、小山、志津、本道寺地域の旧簡易水道、中岫、軽井沢区域の旧飲料水施設の８施設でそれぞれ水源や浄水施設、配水池を有しております。このうち、上水道区域は、国の区分による集約型水道、ほかの７つの区域については、分散型水道のうちの小規模な水道施設に既に回答をしております。

町の考え方としては、現段階では、新たな分散水道導入に係る施設の予定はありません。しかしながら、今後、小規模な水道施設の設備整備が必要となる場合には、国の補助制度を積極的に活用していきたいと考えております。町としましても、将来的に必要な取組であるという認識はしっかり持っております。

一般質問において、議員から貴重な情報を提供していただいたことに感謝を申し上げ、しっかり対応していきたいと思っております。

○菅野議長　４番、飯野幹夫議員。

○４番（飯野幹夫議員）　今の答弁のとおり、西川町はもう既に、これから国が導入しようとする分散型の水道供給というのは、８施設でもう行っているというふうな形のことと思いますけれども、これ実施している上で、水道料金とかそういったものを考えていると、どうしても、デメリット・メリットが発生していると思います。その辺の、実際に行っている上でのメリット・デメリットはどのようになっているのか、お伺いできればというふうに思います。

○菅野議長　答弁は大泉建設水道課長。

○大泉建設水道課長　実際行っていることのメリット・デメリットという質問でよろしかったですか。

まず、やはり、メリットといたしましては、先ほど町長が答弁で申し上げましたように、岩根沢とか大井沢とか小山とかそういった、結構、西川町の場合は、集落が点在しているというようなことがありますので、もし、それを同じような上水道とした場合は、その水道管の管路が莫大な延長になります。そうしますと、維持管理とかの部分を、そうすることで長距離の配管になりますので、そういった維持管理コストがかかる。そして、もし、水道管の更新をしなきゃならないと要求した場合にも、施設の更新コストかかる。また、当然、水道管が長ければ、漏水といったこともありますので、漏水があれば、もう安定した水の供給ができなくなるというデメリットがあるので、そういった面では、分散型のメリットがあるの

ではないかと思っております。

デメリットにつきましては、やはり、施設がそれぞれ、幸いですけれども、水源とか持たなきゃなりませんけれども、配水池とかそういった関係で、当初のイニシャルコストがかっているのがデメリットということかなとしております。

○菅野議長　４番、飯野幹夫議員。

○４番（飯野幹夫議員）　ありがとうございます。

今、実際に、水を供給して、その分散型の場合のメリット・デメリットをお伺いしたわけですけれども、国がやるというふうな形のやり方、先ほど、町長からも２つありましたけれども、集落ごとに行うというふうな方式と、それから、運搬型で行うという給水方式というふうな形があったわけですけれども、今後、町では、運搬型の供給方式というふうな形の考えも、一応視野に入れているのかどうか、その辺のところをお伺いできればと思います。

○菅野議長　答弁は大泉建設水道課長。

○大泉建設水道課長　ただいま、質問と提案ありがとうございます。

先ほど、議員のほうから、運搬給水方式といったものもありました。そうしますと、確かに、これは分散型のひとつになりますので、メリットといたしましては、長距離配管の、そうしますと、施設を分断することになりますので、長距離配管のものがまた少なくなるというようなメリットがありますので、そういった感じで、管路延長が短くなりまして、漏水のケースもなくなるというようなこともあります。

一方で、もし、そういった運搬給水方式を行った場合のデメリットもございます。それにつきましては、まずは、当たり前ですけれども、加圧ポンプ式の給水車の、これを、まずは購入といいますか、配備しなければならないということは一つあります。もう一つとしましては、運搬、当然、人が運搬することになりますので、運搬要員の確保といった課題とかもあるかと思います。あと、もう一つといたしましては、仮に土砂災害とかで道路が通行止めになったと、その運搬する経路が、それがなった場合の、ちょっと、不安といいますか、そういったデメリットもきっとあるのではないかということで、課内ではちょっと話し合っているところでございます。

○菅野議長　４番、飯野幹夫議員。

○４番（飯野幹夫議員）　今、おっしゃっていただいたとおり、運搬型の給水方式では、なかなか西川町では、導入し難いいろいろな課題があるのかなというふうに思っているところであります。

ましてや、西川町の場合は、非常に優良な水源地が多くあるというふうなメリットも、今後も、継続して町民の方へのおいしい水の供給というふうなことを考えて供給していただければというふうに思っています。

質問の３に入らせていただきます。

質問の３は、供給するためにも、やっぱり、町道・林道の整備について質問というふうな形になります。

水源の管理をするためには、水源地までに至る道路整備も重要なことであると思いますが、現状では、小沼の道路を見ると、大雨による洗掘とか、それから、林業の伐採運搬による路面の損傷とか、未整備による悪路状態となっています。

住民、そしてまた、事業者の方、それから、町の職員の方が安全な運行、そして、町民の大切な水道水の確保を考えると、まずは、町道の整備は重要であると思いますが、町はどのように現状を捉えて考えているのか、お伺いさせていただきます。

○菅野議長　答弁は菅野町長。

○菅野町長　ご質問の町道については、上小沼地内の四差路から水源地まで至る町道上小沼線のご指摘なのかなということで、その前提で答弁をさせていただきたいと考えております。

私もそこに伺いましたけれども、議員ご指摘のとおり、上小沼線は、本町の水道水源へのアクセス道路であり、水道管理に不可欠でございます。それとともに、林業関係者も作業路として活用をしていると認識しております。その路線の現況については、段差が生じている箇所がございます。一部区間で走行しにくい状況にあることは承知をしております。

一方で、町道の整備機能につきましては、交通量が多い路線というのを、これまで優先して行ってまいりました。また、当該路線周辺は、地滑り地形でございます。このため、過去にアスファルト舗装を行ったところでございますが、路面の変状が起きたというような苦い経験もございます。このため、現状では、毎年砂利敷きによる舗装を行い、維持経費を抑えながら道路の機能維持に、できるだけ努めているところでございます。

さらに、今後、予想されている水抜きボーリング工事の地滑り対策工事に伴いまして、路面が損傷した場合には、国に対しまして、しっかり補修するなどしてほしいということは、コミュニケーション取りながら要望を行ってまいります。

○菅野議長　４番、飯野幹夫議員。

○４番（飯野幹夫議員）　今、答弁にあったとおり、その四差路から水源地に向かう道路については、確かに段差が発生したり、毎年発生してしまっているものですから、なかなか、や

っぱり、舗装しての補修というふうな形では、コスト面のところを考えても、厳しいのかなというふうな形で、私も認識をしているところでございます。

実際には、その四差路から水源地に向かう道路もあるんですけれども、下のほうの、四差路から右に入っていく道路もあって、その先に対しては、林道というふうな形になろうかと思いますけれども、その林道については、Ｂブロックの位置に当たって、もう最大年間60センチぐらい地滑りするというふうな地形でありまして、正直言うと、行ってみると、ジェットコースターの状態、軽トラックが下っていくのも帰り上ってこれないぐらいの地滑りが発生しているというふうな状況になっていますので、その辺も、ぜひ、水源地管理に併せてやっていただくことを考慮していただきたいなというふうに考えますので、よろしくお願いいたします。

実際に、昨日の定例会でも、町長の初日の方針、それから、一昨日の区長会でも、町有林の活用というためにも、林道整備について、必要であるというふうな形で町長が話されたと思うんですけれども、具体的に整備を考える林道というのがあるのかどうか、その辺、お答えしていただければと思いますので、よろしくお願いいたします。

○菅野議長　答弁は渡邊みどり共創課長兼農業委員会事務局長。

○渡邊みどり共創課長兼農委事務局長　お答えいたします。

町長のほうからお話、何度かあった件については、現在検討中ではございますけれども、まだ予算化もされておりませんが、現時点では、どこの林道を主体として直すとかそういうことまでは想定しておりませんで、内容としては、どちらかといえば、地区のほうからの要望に基づいて、町が補助していくような、今までの林道補修とか、町管理の林道補修ですけれども、そういったもののやり方の延長で考えていきたいと今の段階では考えております。

○菅野議長　４番、飯野幹夫議員。

○４番（飯野幹夫議員）　現時点では考えていないというふうな形で、今後、検討して、その検討も、地区からの要望に基づいて行っていくというふうな形の回答をいただいたところです。

町道・林道は、やはり、水源地の管理だけでなく、町有林、それから、個人所有林の維持管理、こういうことを考えても、重要な林道・町道であるというふうにあります。実際に、それを、例えば、この間の町有林の伐採の報告にあったとおり、山を、資源を活用して、町の利益にしていくというふうな形を考えた上でも、率先して、この町道・林道の推進というものはしていかなければならないと思いますので、ぜひ、率先してやっていただくようにお

願いをして、私の質問を、時間まだあるんですけれども、終わらせていただきます。ありがとうございました。

○菅野議長　以上で、４番、飯野幹夫議員の一般質問を終わります。

◇　佐　藤　光　康　議員

○菅野議長　続いて、７番、佐藤光康議員。

〔７番　佐藤光康議員　質問席へ移動〕

○７番（佐藤光康議員）　７番、佐藤光康です。

まず、質問事項１、町の集落支援員の活用についてお聞きします。

地元の新聞で、町の集落支援員の運用に疑義があるとして、３度にわたって大きく掲載されました。町の集落支援員の活用について質問します。

質問１、町の集落支援員の運用について質問します。

（１）町は集落支援員運用のどこに問題があったと考えますか。

○菅野議長　答弁は菅野町長。

〔町長　菅野大志君　登壇〕

○菅野町長　佐藤光康議員から、町の集落支援員の運用の問題点についてご質問ありましたので、お答えをいたします。

まず、集落支援員の概要について申し上げます。

この集落支援員制度は、過疎地域などにおける集落の維持、活性化を目的として集落点検や住民の話合いの促進、地域の維持、活性化に向けて取組を支援するというものでございます。必須業務としては、集落点検、巡回、話合いの促進を行う必要があり、追加活動として認められているものは、地域交通の確保、特産品を生かした地域おこし、伝統・文化承継、集落の自主活動への支援などを行うことができるというふうに示されております。

今般の報道を受けまして、総務省から町に対して事実の確認があり、町としても、内部の状況を精査させていただきました。当方で精査をいたしました結果、町内の事業者の社員を集落支援員とする委託型の集落支援員において、次の３つほど改善の必要性を認識いたしたところでございます。

１つ目でございます。町内事業者の社員を集落支援員とする委託型集落支援員においては、

支援員としての業務と、その町内事業者の所属する事業者社員としての業務の勤務管理の区分が、重なっているものと重なっていないものがございますが、重なっていない場合には、十分に明確であるとは言い切れないと、勤務管理の区分が明確になっているとは言い切れないという面がございました。

２点目は、実際には、集落支援員の制度の趣旨に即した業務をしていたのだけれども、報告書上は必須業務の従事状況を完全には確認できないという案件があった点でございます。

３つ目は、追加業務について、制度の趣旨に鑑みて、工夫しなくても適合させることができるのか、ちょっと工夫をして適合させることができないのかなど、町側から町内事業者側に対して十分に適切に説明や確認ができなかった可能性があったという点でございます。業務終了後に、しっかりと国の制度に即した業務であったことを証明することができない状況となったことから、詰めの甘さがあったものと認識しております。

制度を町側も民間事業者の方にしっかりご理解した上で運営する必要がありましたし、平日は地域での対応や要望、対話会に伺ったり、しっかりと職員に対して説明して、ご指摘を受けてから、町内事業者の方にもしっかり伝えたところでございます。

これまで、私も、その詰めの甘さのところがあったところは、しっかり顧みていかなくてはいけないと思っております。全ての業務チェックを、業務をつかさどる行政の長として、ＰＤＣＡサイクルのチェックが甘かったことを認めざるを得ないと認識をしております。

○菅野議長　７番、佐藤光康議員。

○７番（佐藤光康議員）　今、集落支援員の仕組みについてお話がありました。集落点検、住民の話合い促進は絶対にしなくちゃならないということになっています。会社に委託するということで、それでは本当にできるのかどうかというところで、（２）ですけれども、集落支援員制度の概要からして、委託型に活用するのは難しいとは考えませんでしたか。

○菅野議長　答弁は菅野町長。

○菅野町長　集落支援員制度の委託型で活用するのは難しいのではないかという問いでよろしかったですか。についてお答えをいたします。

国、総務省が定めております過疎地域等における集落対策の推進要綱がございます。この要綱においては、集落支援員の委嘱方法については、会計年度任用職員、または、委託契約の２つが想定されてございます。２つ、国の要綱では想定されているということでございます。また、町の集落支援員設置要綱においても、委託型で実施することを前提としていた役割や業務内容を規定することで、契約を民間事業者と、町内事業者さんと実施しております。

したがって、制度上は集落支援員の委託型での活用に問題はないとの認識であり、町としましても、制度趣旨に沿った運用であると考えております。

○菅野議長　７番、佐藤光康議員。

○７番（佐藤光康議員）　新聞報道によれば、総務省からそういうやり方はおかしいんじゃないかという指示もあったりということで、そういういろんな、集落支援員の問題というところまで、今、発展したということですよね。

それで、新聞報道によりますと、西川町総合開発には集落支援員３人が配置されています。このうち１人は料理長として道の駅のレストランで調理などを担当したとあると。その他、その集落支援員の方々は、新聞の取材に、集落支援員となっているが今までと同じような仕事をしていた。具体的な業務説明を受けていない。今までの仕事が支援の活動と思っていたと新聞報道では語っています。これは、事実でしょうか。

○菅野議長　答弁は菅野町長。

○菅野町長　先ほどのご回答で申し上げた点はご理解いただいたと思うんですけれども、委託型が、必ずしも駄目だということではなくて、運用が認められているということはご理解をいただきたいと。国の、先ほど申し上げた、ホームページに載っております。過疎地域等における集落対策の推進要綱でございます。こちらによれば、委託型が難しいということではないと、先ほど申し上げたとおりでございます。

先ほどおっしゃった、総合開発の料理長が、そういう取材をして対応したということは、私自身、詳細には把握しておりません。

○菅野議長　７番、佐藤光康議員。

○７番（佐藤光康議員）　これだけ問題になって、確認していないというのは、ちょっと大きな問題だと思います。

委託型は認められているけれども、その制度趣旨から外れた運用をしたのではないかという疑惑が持たれているわけです。

質問２にいきます。

町の外部委託の集落支援員について質問します。

令和６年度、７年度の外部委託はそれぞれ何人ですか。

○菅野議長　答弁は菅野町長。

○菅野町長　お答えをいたします。

令和６年度の外部委託型の集落支援員は５者の９名でございます。令和７年度は、７者10

名でございます。

○菅野議長　７番、佐藤光康議員。

○７番（佐藤光康議員）　令和６年度、７年度の外部委託に係る活用委託料はそれぞれ幾らになりますか。

○菅野議長　これ、（２）ですよね。

答弁は菅野町長。

○菅野町長　まず、令和６年度の委託額を申し上げます。１つ目はデザイン会社でございます。319万4,400円。

総額で申し上げてよろしいですか。

令和６年度の外部委託型集落支援員の委託料は3,813万2,918円でございます。

令和７年度、今年度は、契約をまだ完了していないので、支払いはまだ完全に終わっていないので、契約額を申し上げるということでよろしいでしょうか。

令和７年度の外部委託型集落支援員の委託料、契約額は4,882万9,440円でございます。

○菅野議長　７番、佐藤光康議員。

○７番（佐藤光康議員）　令和６年度、１月９日、つなぐ課から説明がありました。4,123万円ではないですか、令和６年度の委託料金額です。

○菅野議長　答弁は松田企画財政課長兼つなぐ課長。

○松田企画財政課長兼つなぐ課長　今、町長が申し上げた令和６年度の金額につきましては、決算額になりまして、先日、議員の皆さんに特別交付税絡みの金額を申し上げたのは、特別交付税の算定に関わる照会が来るのが11月頃になっていまして、その頃提出する金額につきましては、まず、年度末の見込みとして出しているもので算定を行っておりますので、そこで数字のちょっと違いが出てくるというものになります。

今、申し上げたのは、あくまでも決算額になります。

以上です。

○菅野議長　７番、佐藤光康議員。

○７番（佐藤光康議員）　あと、令和６年度の、全体で９人使いましたけれども、大体１人当たり幾らになりますか。

○菅野議長　答弁は菅野町長。

○菅野町長　通告になかったものですから、今、持ち合わせている数字を述べさせていただきます。

令和６年度の委託の実績は１名、町内のデザイン会社でございます。319万4,400円。西川町総合開発は３名で1,177万6,119円でございます。月山朝日観光協会は１名、379万3,599円でございます。月山観光タクシーさんは２名、968万円ちょうどでございます。続いて、西川町社会福祉協議会、こちらも２名でございます。968万8,800円でございます。それを割り返していただくと１人当たりの数字が出てくるかなと思います。

令和７年度の契約額、これは契約額ベースでございます。１つ目、西川町のデザイン会社には385万4,400円、１名です、今の。西川町総合開発株式会社は２名、999万2,400円でございます。また、西川町内の地域商社は999万2,400円でございます。月山観光タクシーさん２名は999万9,000円ちょうどでございます。西川町社会福祉協議会、１名は499万6,200円でございます。続いて、西川町土地改良区さん１名499万6,200円でございます。最後に、包括ケアなどに対応いただく西川町の会社１名499万8,840円でございます。

○菅野議長　７番、佐藤光康議員。

○７番（佐藤光康議員）　大体１人当たり400万ぐらいは、まず、委託料としてあるんだろうと思います。

今、400万ぐらいの金額から、報償費、給料ですね、それから、活動費、あと、社会保険料で、社会保険料、聞きますけれども、会社負担の社会保険料というのは、これは、町が払うんですか。

○菅野議長　答弁は菅野町長。

○菅野町長　社会保険料のほうは、町としては指定せずに契約をしています。

○菅野議長　７番、佐藤光康議員。

○７番（佐藤光康議員）　あと、会社負担の社会保険料というのは、その委託先で判断するということですか。

○菅野議長　答弁は菅野町長。

○菅野町長　これは、事業所ごとに課されている社会保険料でございますので、町のほうからそれを指定しているということではございません。出していないということでございます。

○菅野議長　７番、佐藤光康議員。

○７番（佐藤光康議員）　会社負担の社会保険料は町は出していない、委託料に入っていないということですね。今、明言されましたね。

１人当たり400万くらいの委託料が行っていると。その中で給料、報酬が大体300万ぐらいで、残りは活動費になるわけですよね。活動費はどんなものに使われましたか。例えば、委

託先の建物の修繕費などには使ってもいいということになっていますか。

○菅野議長　答弁は松田企画財政課長兼つなぐ課長。

○松田企画財政課長兼つなぐ課長　基本的には、集落支援に係る経費ですので、建物とかそういったものに充当することはできないというふうになっております。

○菅野議長　７番、佐藤光康議員。

○７番（佐藤光康議員）　建物の修繕費には使っちゃいけないということですね。

次の質問にいきます。

集落支援員の委託額は、町の説明によりますと、令和６年度、７年度合わせて、大体9,000万ぐらいになりますね。委託料として支払っていると。

それで、この9,000万近くのお金が、特別交付税算定にならない、国からお金が来ない、この委託料財源はどういうふうになるんですか。

○菅野議長　答弁は菅野町長。

○菅野町長　集落支援員の制度は委託型の集落支援員か、あるいは、会計年度職員型にかかわらず、一般財源によって、財源は何かと問われると、一般財源でございます。

○菅野議長　７番、佐藤光康議員。

○７番（佐藤光康議員）　国から来るお金、9,000万ぐらい来る予定だったのが、結局は運用のまずさで来なくなったということですね。それだけ町の負担になるということです。

委託料の関係でお聞きしますが、委託先の月山タクシーもありましたけれども、２人が集落支援員になっていますが、町はどんな仕事を委託しているんでしょうか。

○菅野議長　７番、佐藤光康議員。

○７番（佐藤光康議員）　じゃ、ちょっと質問を変えますけれども、月山タクシーさんには町もお世話になっているわけです。例えば、令和６年度の決算によりますと、スクールバス運行費3,788万円、委託料として払っている。路線バス運行委託料7,247万円、デマンド型乗合運行委託料951万円。合わせて、令和６年度で１億1,986万円を月山タクシーに委託料として支払っています。

これに加えて、月山タクシーには、集落支援員２人分、先ほど、900万と言われていましたけれども、２年間で大体2,000万近くのお金が一般財源から行くことになるわけです。これは二重払いではありませんか。

○菅野議長　答弁は吉見町民税務課長。

○吉見町民税務課長　ただいまの佐藤議員のご質問は、通常のデマンドタクシー、さらに、路

線バスの委託料と、集落支援員の委託料はかぶっているのではないかという問いだと思いますが、こちらは、全く違う業務ということで、おのおの契約をしているところでございます。

○菅野議長　７番、佐藤光康議員。

○７番（佐藤光康議員）　集落支援員として独自の仕事を月山タクシーに委託をしているということですよね。ですが、新聞報道なんかによりますと、普通のタクシーとかバスの運転手をしていたということが出ています。

結果的には、国からのお金は町に入らず、令和６年度、７年度合わせて１億円近いお金、町の貴重なお金です、それが、企業や団体の職員の給料や活動費に使ったということになるんじゃないかと思うわけです。ある委託先では、集落支援員委託料で建物の修繕に使ったというお話もお聞きしました。

この１億円近いお金があれば、例えば、高校生就学支援金、年間１人10万円、予算1,300万円です。７年分ぐらい使えるお金です。こういう不適切な運用で、町の財政を結果的に圧迫することになった責任を町長はどのように考えますか。

○菅野議長　答弁は菅野町長。

○菅野町長　議会の全員協議会の資料をもう一度見ていただくと、その質問の趣旨には当たらないなということが分かると思います。

まず、そもそも、委託型が、集落支援員制度を認められない、認められるにかかわらず、一般財源でございます。そこの点はご理解いただければと思います。一般財源でございます、普通交付税と特別交付税は。

本件は、全ての事業に対して、西川町は、必要性を認めている、予算化するような事業だということで、必要性を認めたということは、集落支援員制度を使う、使わないにかかわらず、そこは、ご説明をいたしたところでございます。集落支援員じゃなくても実施していた事業でございます。各町民からご支援いただいたような、医療的ケア児の方を受け入れる事業とか、これは必要でございます。その方が報告書をしっかり書けば、受け入れる必要を書けば、もしかしたら、もらえた、しっかり運用すれば、交付税としてもらえた金額かもしれません。

しかしながら、それにかかわらず、財源にかかわらず、必要な事業だということで、町としては、これを予算化して、議員の皆様に、令和６年度も令和７年度もお認めいただいたということでございます。

ですので、先ほど申し上げたような、必要なお金じゃないんじゃないかということですけ

れども、これは、必要な契約だと、今でも思っております。運用の点では、おわびを申し上げます。

先ほど来、申し上げているとおり、もう一つ、論点があったと思いますけれども、この金額を高校生の10万円の資金に回せたんじゃどうかということをおっしゃったと思います。これは、回すというか、そういった必要な業務だということですので、必要な業務に対しては、しっかり町としては財源を確保します。それを、ほかの財源に回せたということであれば、特別交付税であれば、町のほうとしても、これまで要望しなかった部分が要望してきたり、それは、私、汗をかいておりますし、一般財源以外のふるさと納税の確保も、４年前は1.5億円ほどだったのが、今、10億円に近い。１年で10億円に近い金額を賄えるようにまで来ました。

そういう面からすれば、町全体としては、予算規模を拡大して、お年寄りの方も高校生も子どもたちも、笑顔で見れるような政策ができているのは財源があったからこそでございますので、その点は、ご理解いただきたいというふうに考えております。

○菅野議長　７番、佐藤光康議員。

○７番（佐藤光康議員）　今のことだけ。１億円近いお金が一般財源で、前からそういうことなんだという。ところが、国からの特別交付税の措置がならなかったということは事実ですね。国からお金が１億円近くが来なかったと、予定していたものが来なかったということは、大きな問題、結局、財政を圧迫することになるわけです。

それから、運用をちゃんと委託先できちんとやっていなかった。それは、町の指導がきちんとなっていなかったということでありませんか。しっかりとその責任は認識してほしいと思います。

次に移りますけれども、時間ですね。

○菅野議長　次の（３）ですが、12時になりましたので、ここで昼食のため休憩いたします。

再開は午後１時とします。

休憩　午後　０時０１分

再開　午後　１時００分

○菅野議長　休憩を閉じ、会議を再開します。

質問の前に、松田企画財政課長、訂正あるそうですので、お願いします。

○松田企画財政課長兼つなぐ課長　大変申し訳ございません。

午前中、答弁させていただいた集落支援員の委託料に社会保険料を含んでいるかどうかということでお話ありましたけれども、今、確認しましたら、一部事業者において社会保険料を含んで委託料をお支払いしておりますので、訂正させていただきます。大変申し訳ありません。

○菅野議長　持ち時間、１時28分になります。お願いします。

じゃ、７番、佐藤光康議員。

○７番（佐藤光康議員）　では、質問３に移ります。

町雇用の集落支援員について質問します。

令和６年度、７年度の町雇用の集落支援員はどんな仕事を担っていますか。

○菅野議長　答弁は菅野町長。

○菅野町長　令和６年度と７年度両方ということでよろしかったですかね。

たくさんいらっしゃいますので、申し上げます。

まず、地域の課題解決や空き家やインフラなどの危険箇所の点検、ＳＮＳやつながるくんなどを利用した地域の情報発信、地域の広報紙発行をしていただいている地域の支援員が４名いらっしゃいます。海味、吉川、本道寺、大井沢でございます。

続いて、つながるくんに関するお問合せや地域でのタブレット講習会、町などのつながるくんを活用した情報発信を行ったり、自主防災に向けた地域でのタブレット活用支援をしていただいているデジタル支援員がございます。

また、子育ての施設の整備状況の確認、点検、利用者からのニーズの意見集約・収集、設備の整備、環境改善による対話、行政との連携、子育て環境の安全などの巡回、見守り体制の提供などを行っている子育て施設整備支援員がいらっしゃいます。

各地域における地域文化、地域資源に関する情報収集、文化継承に係る地域課題把握、住民参加による交流促進、担い手の支援などを行っている地域文化伝承支援員がございます。

また、町内会や各集落における住環境、生活環境に関する情報収集、課題の把握、整理、住環境に関する情報発信、移住希望者と相談対応及びマッチング支援、移住後の地元の地域への定着支援を行っている移住サポートセンター支援員がございます。

各町内会や各集落における生活インフラに関する情報収集、状況把握、コミュニティー施設の整備状況、利用状況の確認、生活上のお困り事に関する住民との対話、小さな変化や潜

在的ニーズの継続把握、行政連携などを行う地域見守り支援員。

各地域の伝統文化の情報を把握する、また、学校を起点とした生活インフラに関する情報収集、子どもを通じた地域資源や伝統文化の把握、学びを生かした地域活性化及び担い手育成支援、地域の教育支援を学校教育に生かす仕組みづくりなどを行う地域コーディネート支援員。

６年度の最後、特定の地域における生活基盤、経営課題等に関する情報収集、農家や関係団体、行政機関との対話、連絡調整、畜産振興に向けた伴走支援、地域の畜産環境の維持・改善に関する相談を担う畜産業振興支援員が令和６年度ではございます。

もう一件ございました。各地域や集落における道路や橋梁などの社会基盤の安全確認、設備の管理状況の点検、維持、補修、環境整備、関係機関との連携、情報共有などを行うライフライン維持管理支援員。

以上が令和６年度の支援員の役割でございます。を中心として。

令和７年もよろしいですか。令和６年度と違うのは、鳥獣被害とかが発生したことから、そういった鳥獣被害への役割を担うような支援員を追加しております。

○菅野議長　７番、佐藤光康議員。

○７番（佐藤光康議員）　丁寧に説明していただきました。

（２）ですけれども、町雇用の集落支援員の必須活動、集落点検、住民の話合い促進がどういうふうになされているか、先ほど、丁寧に説明ありましたので、畜産業振興支援に関して、この必須活動がどうなっているか説明お願いします。

○菅野議長　答弁は菅野町長。

○菅野町長　まず、通告どおりお話をさせていただきます。

町雇用の集落支援員の必須業務はどのようになっているかということでございます。集落支援員の必須業務である集落点検、巡回及び話合いの促進について、町雇用の支援員がそれぞれの業務の中で、各地域、各町内会を、集落を巡回して、住民の方々からご意見や状況を丁寧に話を伺って、課内、庁内、役場内でしっかり共有する体制を取っております。

先ほどの畜産支援に関しましては、生活基盤や経営課題等に関する情報収集、農家、関係団体、行政機関との対話、連絡調整、畜産振興に向けた伴走支援、地域の畜産環境の維持・改善に関する相談を受けるというのが、畜産業振興支援員の業務でございます。

○菅野議長　７番、佐藤光康議員。

○７番（佐藤光康議員）　町雇用の集落支援員から、年度途中で自分が集落支援員だと聞かさ

れてびっくりしたと。遡って集落支援員としての報告書を書かなければならなかったとお聞きしました。

集落支援員を任命するときに、きちんと説明なさったのでしょうか。

○菅野議長　答弁は菅野町長。

○菅野町長　お答えをいたします。

集落支援員の制度、国にも確認をしておりますけれども、委嘱状を発行するかどうかということは、特段、それは必須の項目ではありません。町としては、その方に、雇用通知のところにご自身が担うべき業務を概括的ではありますけれども、記載しております。しかしながら、これがしっかり各担当課で、もし、議員おっしゃることが起きていれば、各担当、私も含めてですけれども、しっかり伝わっていなかった、そういった行政の確実な事務執行が行われていないとすれば、そういったことは、事後的でもご説明を申し上げるという対応は必要なのかなと思っております。

○菅野議長　７番、佐藤光康議員。

○７番（佐藤光康議員）　先ほど、委託型集落支援員の活用でも、きちんと説明なかったということがありましたけれども、町雇用の集落支援員にもきちんと説明なされなかったんではないかということを感じています。

まなぶ課でも集落支援員を３名活用しています。集落支援員の活動費で、町の図書館の図書を購入することはできるんですか。

○菅野議長　答弁は設楽まなぶ課長。

○設楽まなぶ課長　佐藤議員のご質問にお答えいたします。

集落支援員の図書の購入についてのご質問でございますけれども、こちらにつきましては、図書館ということよりは、巡回文庫で、地域との中での図書の購入に充てさせていただいているというふうなところでございます。地域とのつながりの中で、支援員の活動の一環としての巡回文庫の中での購入というふうにしております。

○菅野議長　７番、佐藤光康議員。

○７番（佐藤光康議員）　巡回文庫といいますけれども、どういうふうに巡回、今、町の図書館はやっているんでしょうか。

○菅野議長　答弁は設楽まなぶ課長。

○設楽まなぶ課長　ただいまの質問でございますけれども、主に大井沢ですとか、そちらのほうでの活動というふうにお伺いしております。

○菅野議長　７番、佐藤光康議員。

○７番（佐藤光康議員）　去年の決算特別委員会で、まなぶ課課長にお聞きしたんでした。去年の決算特別委員会の資料には図書購入費がなかった。それ、どこにあるんですかと聞きまして、集落支援員の活動費の消耗品購入で払っているという話がありました。集落支援員の活動消耗品購入費183万の中に入っていて、107万が図書費だと話がありました。ですから、図書費を、町で今まで一般財源でやっていた図書費を集落支援員経費から払ったのではないですか。

○菅野議長　答弁は菅野町長。

○菅野町長　最初に定義づけをさせていただきますけれども、一般財源と議員おっしゃるのは、普通交付税も特別交付税も同じでございます。つまり、一般財源というのは、特別交付税も含んだ上での一般財源というのが財政上の運用規則の通説でございますので、そこはご理解いただきたいと思います。

それを、特別交付税で買うか、一般財源で買うかというのは、行政の工夫次第でございます。しかしながら、これだけは国のほうにも巡回をするような形で、水沢温泉館にも来ていただきましたし、トラスのところにも、子どもたちが集まるところにも、図書を定期的に入れ替えておりますので、そういった巡回文庫のような形で、工夫して図書を購入するというのは、集落支援員で認められる範囲内だと確認しておりますので、そこは、私、責任を持って答弁したいと思います。

○菅野議長　７番、佐藤光康議員。

○７番（佐藤光康議員）　問題にしているのは、集落支援員の活動費でそういう、今まで町が出していたものを使ったのではないかということで、集落支援員の運用の仕方がいいのかどうかという問題をしているんです。

今回、令和６年度、７年度の委託型集落支援員は辞めるということ、特別交付税もらわないということで、事実上町の一般財源でやるということになるわけですけれども、特別交付税もらわないということになったわけです。もらわないということになったわけです。ですから、そういう、もう特別交付税を使えないんだということを町が認識して、そういうふうに措置をしたということですね、もらわないということは。

ということですから、そういう、新聞記事でも、集落支援員問題ということで大きく取り上げられて、これだけ問題になったということになるわけです。

そういういろんな補助金、いろんな特別交付税関係のお金の使い方、そこは、今回議会で

ハラスメントの報告を出しましたけれども、職員のアンケートの中に、国の補助金の使い方について、いろんな意見がありました。ある職員は、議会は国からの補助金を真っ当なのか調べてほしい。また、ある職員は、国の補助金を町はでたらめに使っていると。職員本人は不正をしたくない。でも、一部加担してしまっているという深刻な悩みをアンケートの中で書いていました。また、定年前に辞められた職員から、私は不正にかかわりたくないということで辞めたという声も聞いたことはあります。

問題は、制度趣旨と異なる運用を町職員に強いて、西川町職員が安心して働けない職場になってしまったのではないかという、思うわけですけれども、町長、いかがですか。

○菅野議長　答弁は菅野町長。

○菅野町長　議員おっしゃるとおり、職場環境の改善を図るというのは、行政の組織の長をあずかります私のほうでしっかり対応しなくてはいけないことだと思っております。このため、職場環境改善のために、私たちも努力をしておりまして、労働組合からのアンケートや組合の要望に関しましては、今回の条例改正にも入れていますけれども、子の看護休暇の拡大とか、育児休暇を取るに当たっての奨励とか、一声いただきたいとか、ポストが、病院部署は足りないとか、そういったお声を、私たち、常に把握して、組合の方と対話して、職場環境の改善を図らなくてはいけないというふうに考えております。

この補助金の、交付金の使い方に関しては、私のほうがしっかり責任をもたなくてはいけないところだというのは間違いありません。補助金の使うということに関しましては、これからも気をつけながら、私も残りの期間はしっかりしていかなくちゃいけないなと思っております。運用の面であるとか、制度趣旨の面は、重々、こちらのほうでも把握しますし、私も、疑義があるところは、運用の面は今回のようになかなか私も全部把握しているものではないんですけれども、その趣旨にのっとって、使えるものかどうかということを通じて、町民の、地域の課題解決や町民の笑顔、病院を守るためには、そういった交付金などを創意工夫して、積極的に取らなくてはいけないと思っております。

そうしなければ、先ほど、佐藤大議員のほうでおっしゃっていただいた町民スキー場を残すか、残さないかというのは、やや、財源があるか、予算が出せるかというような交渉段階に入ってくる問題などもございます。そこは、町民の方が残したいと思うのを受け止めて、頑張って財源を確保したり、ふるさと納税を確保したりするというのは、これからも職員一丸となって、そこは行ってまいりたいなと思っております。

○菅野議長　佐藤議員、残り７分です。

○７番（佐藤光康議員）　今の言葉から、これだけ職員が苦しんだということへの気持ちを察する発言が、反省が一言も出てこないということが、非常に問題だと思います。お金を持ってくればいいということではないわけです。それをどうやってやろうかと、職員が悩んでいる。それをもう少し考えていただきたい。今の言葉からは、ハラスメントに対する反省というのは、少しも感じないわけです。

次に移ります。

質問事項２、時間ありませんけれども、町のオープンチャットです。

広報誌ＮＥＴＷＯＲＫにしかわにも町公式ＬＩＮＥと一緒にオープンチャットが出ています。町のオープンチャットの目的は何ですか。

○菅野議長　答弁は菅野町長。

○菅野町長　すみません、先ほどの答弁で、私、その使い方に関しましては私が全責任を持つと申し上げたことだけは、ご理解いただきたいなと思っています。職員にそういったことを反省していないということはありません。そういったことを反省しながら、なお、この使い方に関しては私が責任を持つということは、行政の長として当然の話でございますので、こちらは、しっかり対応していきたいと思いますので、ご理解をよろしくお願いいたします。そこだけは、よろしくご理解を、議員の皆様、お願いしたいなと思っております。

では、質問にございました町のオープンチャットの目的は何かということについてお答えを申し上げます。

議員ご指摘のオープンチャットは、恐らく、「すっだい町を実現する町・西川町」のことかと推察をしております。まず、前提といたしまして、当該オープンチャットは、町が管理運営する公式アカウントではございません。本町のまちづくりに強い関心をお持ちの有志、個人によって自主的に開設・運営されているものでございます。したがって、町として、特定の設立目的を有しているものではございません。町として特定の目的は有していないということでございます。

しかしながら、多くの町民の方や西川ファン、関係人口の方々が集うデジタル交流の場として機能しているものと認識をしております。

○菅野議長　７番、佐藤光康議員。

○７番（佐藤光康議員）　ＮＥＴＷＯＲＫにしかわに、一番最初に、赴任したときに西川町公式ＬＩＮＥ、ＱＲコード、菅野大志のオープンチャットのＱＲコード、２つ載ったんでした。そして、９月号からは、もう菅野大志のオープンチャット、菅野大志は消えて、そして、オ

ープンチャット、町公式ＬＩＮＥということで、ぜひご登録をお願いしますということで、2020年９月号からずっとこれが掲載されました。当然、町民の方は、これは町のオープンチャットだなと思うのは当たり前だと思うんです。

そして、今回、最後言いたいのは、このオープンチャットで、結局、職員の方が異常に苦しんだという証言がありました。オープンチャットに町民の意見・要望などが入ると、夜中でも早朝でもすぐに対応しないと、町長から個人へＬＩＮＥ、メールが来る。休みの日でも県外にいて休めることがなかったと語っています。このオープンチャットの運用の仕方で、職員が身体的にも精神的にも追い込まれたということがあったわけです。

そして、議員もそうです。議場でいろんな質問しましたけれども、ある議員に対しては、覚悟の無い質問だとか、そういう、町長がオープンチャットで発信しました。そういうのを発信すると、その後が怖い。匿名の方が町長の応援団のようにだあっと来て議員の方を次々と攻撃していくんです。そういうことが繰り広げられた。ある議員が寝ていると言ったことを町長がアップロードして、それが大問題になりました。ハラスメント委員会では、これは、完全に名誉棄損だと、町長のこの議員に対する名誉棄損だということを報告しました。

ですから、結局、オープンチャットは、菅野大志町長は、私的なもの、公的なものではないと言いながら、結局、そうやって議員を追い詰め、そして、職員を苦しめてきたんではないですか。

オープンチャット、こういう私的か公的か分からないものは、やっぱり、すぐやめるべきだと思います。いかがですか、町長。

時間がありませんので今の質問にだけ答えてもらえばいいです。

○菅野議長　菅野町長。

○菅野町長　百条委員会において認定された事項については、真摯に受け止めて、深く深く反省をしているところでございます。

オープンチャットにかかわらず、時間外の職員に対する指示につきましては、昨年４月に、特別職からのルールというものを策定いたしました。二度と同じようなことがないように改善をしているところでございます。

また、町長という公職にある身として、その発信が行政に与える影響、そして、言葉の重みに対する認識が不十分な点があったという部分は否めないかなと思っております。町を、町政を前に進めて、25年後に2,000人を割り込まないようにしたいという思いが先行するあまり、発信の場や表現の在り方について配慮が欠けていたのかもしれません。

今後は、もちろん、議員の皆様とも対話させていただきたいと思っておりますし、一般質問の時間だけでは、３か月に１回ですので、限りがありますので、ぜひ、行政と議会、町民の皆様が一緒になって西川町を盛り上げられるように、議員の皆様とも対話をしっかりしていきたいなと思っております。

○菅野議長　７番、佐藤光康議員、時間になりましたので、質問を終了してください。

○７番（佐藤光康議員）　一言だけ。

やっぱり、百条委員会のハラスメント報告をぜひしっかりと受け止めてもらって、よろしくお願いいたします。

○菅野議長　以上で、７番、佐藤光康議員の一般質問を終わります。

◎散会の宣告

○菅野議長　これで本日の議事日程は全部終了しました。

これにて散会します。

ご苦労さまでした。

散会　午後　１時３１分

令　和　８　年　３　月　１　３　日

令和８年第１回西川町議会定例会

議　事　日　程（第３号）

令和８年３月１３日（金）午前９時３０分開議

日程第　１　議案の審議・採決

議第　３号　西川町過疎地域持続的発展計画の変更について

議第　４号　西川町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の設定について

議第　５号　西川町一般職の職員等の旅費に関する条例等の一部を改正する条例の設定について

議第　６号　西川町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議第　７号　西川町立学校屋内運動場使用条例の一部を改正する条例の制定について

議第　８号　西川町都市公園条例の一部を改正する条例の制定について

議第　９号　西川町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議第１０号　西川町賃貸集合住宅条例の一部を改正する条例の制定について

議第１１号　西川町スクールバス条例の一部を改正する条例の制定について

議第１２号　西川町みどり住宅条例の一部を改正する条例の制定について

議第１３号　令和７年度西川町一般会計補正予算（第８号）

議第１４号　令和７年度西川町国民健康保険特別会計補正予算（第３号）

議第１５号　令和７年度西川町後期高齢者医療特別会計補正予算（第３号）

議第１６号　令和７年度西川町介護保険特別会計補正予算（第３号）

議第１７号　令和７年度西川町公共下水道事業会計補正予算（第１号）

日程第　２　予算特別委員会審査報告書の提出

日程第　３　予算案の審議・採決

議第１８号　令和８年度西川町一般会計予算

議第１９号　令和８年度西川町国民健康保険特別会計予算

議第２０号　令和８年度西川町寒河江ダム周辺施設管理事業特別会計予算

議第２１号　令和８年度西川町後期高齢者医療特別会計予算

議第２２号　令和８年度西川町介護保険特別会計予算

議第２３号　令和８年度西川町病院事業会計予算

議第２４号　令和８年度西川町水道事業会計予算

議第２５号　令和８年度西川町公共下水道事業会計予算

議第２６号　令和８年度西川町農業集落排水事業会計予算

日程第　４　報告第１号　損害賠償の額の決定についての専決処分の報告について

日程第　５　議員派遣について

日程第　６　閉会中の継続調査申出

追加日程について

日程第　７　議第２７号　西川町長の退職手当の計算の基礎となる給料の月額の特例に関する条例の設定について

日程第　８　発議第１号　菅野大志町長の問責に関する決議

出席議員（９名）

２番	黒田　啓　議員	３番	佐藤　大　議員
４番	飯野幹夫　議員	５番	荒木俊夫　議員
６番	佐藤　仁　議員	７番	佐藤光康　議員
８番	大泉奈美　議員	９番	佐藤耕二　議員
１０番	菅野邦比克　議員		

欠席議員（なし）

説明のため出席した者

町長	菅野大志君	副町長	内藤翔吾君
教育長	前田雅孝君	総務課長	荒木真也君
企画財政課長 兼 つなぐ課長	松田淳一郎君	町民税務課長	吉見政俊君
健康福祉課長	石川朋弘君	みどり共創課長 兼 農委事務局長	渡邊永悠君
観光課長 兼 かせぐ課長	柴田知弘君	建設水道課長	大泉　健君
まなぶ課長	設楽友弘君	病院事務長	土田里香君
会計管理者 兼 会計室長	松田一弘君	監査委員	古沢美代子君

事務局職員出席者

議会事務局長	工藤　誠君	専門員兼 議事係長	飯野　勇君

開議　午前　９時３０分

◎開議の宣告

○菅野議長　おはようございます。

ただいまの出席議員は全員です。定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。

本日の会議は、議事日程第３号によって進めてまいります。

◎日程の追加

○菅野議長　菅野町長より追加議案、議第27号　西川町長の退職手当の計算の基礎となる給料の月額の特例に関する条例の設定についてが提出されましたので、これを本日の日程に追加し、議題とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○菅野議長　異議なしと認めます。

これを本日の日程に追加し、追加日程第７、議第27号　西川町長の退職手当の計算の基礎となる給料の月額の特例に関する条例の設定についてとします。

◎議案の審議・採決

○菅野議長　日程第１、議案の審議・採決を行います。

議第３号　西川町過疎地域持続的発展計画の変更についてを議題とします。

担当課長の補足説明を求めます。

荒木総務課長。

〔総務課長　荒木真也君　登壇〕

○荒木総務課長　議第３号　西川町過疎地域持続的発展計画の変更について補足説明を申し上げます。

現在の過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法は、令和３年４月１日付で施行さ

れ、それまで国が行ってきた過疎地域への支援が継続されることとなったところでございます。この新過疎法は、令和３年４月１日から令和13年３月31日までの10年間の時限となっております。

本町においても、引き続き、全部過疎地域として該当しているところであります。過疎法における特別措置を西川町において受けるためには、西川町過疎地域持続的発展計画を策定する必要があり、現在の西川町の計画期間は令和３年度から令和７年度までの５か年となっております。

過疎法の期限である令和13年度末まで今後５年間、引き続き地域振興策として事業を実施し、事業実施の際には財政的に有利な過疎債や過疎地域の支援に認められている各種補助事業を有効に活用していくために、本計画を定めておく必要があることから、同法第８条第10項において準用する同条第１項の規定により、西川町過疎地域持続的発展計画を変更するため提案するものでございます。

なお、計画の中で定めている事業は、第７次西川町総合計画や公共施設等総合管理計画と調整されておりまして、また、県との事前協議も終え、了承を得ていることを申し添えさせていただきます。

以上のとおりでありますので、よろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願い申し上げます。

○菅野議長　本案に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○菅野議長　質疑なしと認め、本案に対する質疑を終結し、討論を省略し、採決します。

議第３号、本案を原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○菅野議長　全員起立です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

議第４号　西川町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の設定についてを議題とします。

担当課長の補足説明を求めます。

石川健康福祉課長。

〔健康福祉課長　石川朋弘君　登壇〕

○石川健康福祉課長　議第４号　西川町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定

める条例の設定について補足説明を申し上げます。

乳児等通園支援事業は、現行の幼児教育、保育教育に加え、就労要件を問わず一月一定時間まで柔軟に利用できる新たな通園給付になります。2025年度に子ども・子育て支援法に基づき制度化、2026年度から子ども・子育て支援法に基づく新たな給付として全国の自治体において実施されるものでございます。

本条例は、児童福祉法第34条の16第１項の規定に基づき、西川町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準などを規定するため設定するものであります。

第１条及び第２条では、趣旨、用語の定義を、第３条から第10条は、実施事業者に求める最低基準を示すとともに、安全管理など事業の運用に関するものや対応する職員の条件を規定するものです。

第14条、第15条は、施設内の衛生管理や設備に関すること、第16条から第19条では、事業者が整備すべき規程の内容、帳簿などによる記録の整備、利用者からのクレームへの対応などを規定するものです。

第20条では、一般型と余裕活用型の事業の区分を示し、第21条から第24条は、一般型事業者に係る設備、職員の基準などを、第25条は、余裕活用型の基準を規定しております。

以上のとおりでありますので、よろしくご審議いただき、ご可決賜りますようお願いを申し上げます。

○菅野議長　本案に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

〔発言する者なし〕

○菅野議長　質疑なしと認め、本案に対する質疑を終結し、討論を省略し、採決します。

議第４号、本案を原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○菅野議長　全員起立です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

議第５号　西川町一般職の職員等の旅費に関する条例等の一部を改正する条例の設定についてを議題とします。

担当課長の補足説明を求めます。

松田企画財政課長兼つなぐ課長。

〔企画財政課長兼つなぐ課長　松田淳一郎君　登壇〕

○松田企画財政課長兼つなぐ課長　議第５号　西川町一般職の職員等の旅費に関する条例等の

一部を改正する条例の設定について補足説明を申し上げます。

この条例の改正は、一般職員等が公務のため旅行する際に支給する旅費の基準について、近年の物価上昇や交通費、宿泊費の高騰など社会経済情勢の変化を踏まえ、出張実態に即した適正な制度へ見直すことを目的として一部改正を行うものであります。

新旧対照表に基づきまして、主な改正内容を申し上げます。

新旧対照表の１ページをご覧いただきたいと存じます。

右上の括弧書きで第１条関係と記載しておりますが、第１条は、西川町一般職の職員等の旅費に関する条例の一部の改正で、令和８年４月１日から施行するものであります。

２ページをご覧いただきたいと思います。

表中、第２条第１項の用語の意義につきましては、第６号は、これまで「扶養親族」との表記を「家族」に改め、また８号では、新たに「旅行役務提供者」、いわゆる旅行業者の定義を追加しております。

５ページをご覧いただきたいと思います。

第６条の改正は、旅費の種類の改正で、日当、食卓料、移転料、着後手当、扶養親族、移転料、支度料、旅行雑費を廃止し、その他の交通費、包括宿泊費、宿泊手当、転居費、着後滞在費、家族移転費、渡航雑費として新設または変更しているものになります。

７ページをご覧いただきたいと思います。

第７条の改正は、旅費の支給を受けようとする者は、これまで一般職等に限定されていたものに、新たに旅行役務提供者の請求も可能とするものであり、また、旅行完了後の精算期限、２週間以内になりますけれども、を新たに設けたものになります。

８ページをご覧いただきたいと思います。

第８条の改正は、鉄道賃に関わる改正で、運賃の上限額は等級区分のある鉄道利用の場合には最下級運賃を適用することとし、特急及び急行列車の規定を削除したものであります。

９ページをご覧いただきたいと思います。

第９条の改正は、船賃に関わる改正で、運賃の上限額は等級区分のある船舶利用の場合には最下級の運賃を適用することとしたものであります。

10ページをご覧いただきたいと思います。

第10条の改正は、航空賃に関わる改正で、運賃の上限は等級区分のある航空利用の場合には最下級の運賃を適用し、町長が公務上必要と認めたときに限り支給するものとしたものであります。

第11条の改正は、車賃に関わる改正で、公務上の必要または緊急やむを得ない事情により自家用車使用を認めた場合の費用の額を定めたもので、１キロメートル当たりの車賃額を「37円」から「22円」に改めたものになります。

11ページをご覧いただきたいと思います。

第12条は、その他の交通費に関わる規定の追加で、鉄道、船舶、航空機及び自家用自動車以外を利用する場合、例えばレンタカーやタクシー等の移動に要する費用の額を旅費として支給可能としたものであります。

第13条の改正は、これまで「宿泊料」としていたものを「宿泊費」に改め、都道府県ごとに宿泊費基準額を設定し、当該額の範囲内で実費支給に見直しするものであります。

第14条は、旅行会社等に対し、移動及び宿泊をセットにし、一体の対価として支払う、いわゆるパック旅行を支払うための新たな費目として包括宿泊費を新設で定めたものであります。

12ページをご覧いただきたいと思います。

第15条は、雑費的性格を有していた「日当」を廃止し、宿泊を伴う旅行の場合のみ、新たな費目として「宿泊手当」を新設し、定額支給するものであります。

14ページをご覧いただきたいと思います。

第19条の改正は、町内旅行の規定の中で日当支給並びに町内宿泊料の規定等を削除したものになります。

20ページをご覧いただきたいと思います。

第２条は、西川町特別職の職員等の旅費、費用弁償及び実費弁償に関する条例の一部の改正で、令和８年４月１日から施行するものであります。特別職の職員等についても一般職の職員と同様の措置を講ずるため、所要の規定の改正を行うものであります。

表中、第２条第３項は、旅費の種類の改正で、「日当、宿泊料及び食卓料」を「その他の交通費、宿泊費、及び宿泊手当」に改めるものであります。

第３条は、費用弁償を定めたもので、第１項３号の改正は、監査委員のうち議会選任の職員を指定職に規定しているものになります。

別表の改正は、各区分の額の改正で、宿泊費以外の移動に係る経費については一般職の職員の例による額とし、宿泊費については国家公務員等の旅費に関する法律等で定める額を上限額とし、改正を行うものであります。

その他、今回の改正に関連し、条文の整合性確保のため、関係する細部規定について所要

の改正を行っておるものであります。

以上のとおりでありますので、よろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願い申し上げます。

○菅野議長　本案に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

〔発言する者なし〕

○菅野議長　質疑なしと認め、本案に対する質疑を終結し、討論を省略し、採決します。

議第５号、本案を原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○菅野議長　全員起立です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

議第６号　西川町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

担当課長の補足説明を求めます。

荒木総務課長。

〔総務課長　荒木真也君　登壇〕

○荒木総務課長　議第６号　西川町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について補足説明を申し上げます。

この条例は、町立病院において医療職である看護師が看護業務に携わる際、責任の所在や指揮命令系統を現在よりもより明確にするため、新たな職務を加え、条例の規定を改正しようとするものであります。

新旧対照表22ページをご覧ください。

条例の別表第３の職務の級、職務の名称の表中、４級に「副総看護師長」を、５級に「困難な業務を行う副看護師長」をそれぞれ追加するものであります。

議案書に戻っていただき、附則をご覧ください。

本条例は、令和８年４月１日から施行するものであります。

以上のとおりでありますので、よろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願い申し上げます。

○菅野議長　本案に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

〔発言する者なし〕

○菅野議長　なしと認め、本案に対する質疑を終結し、討論を省略し、採決します。

議第６号、本案を原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○菅野議長　全員起立です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

議第７号　西川町立学校屋内運動場使用条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

担当課長の補足説明を求めます。

設楽まなぶ課長。

〔まなぶ課長　設楽友弘君　登壇〕

○設楽まなぶ課長　議第７号　西川町立学校屋内運動場使用条例の一部を改正する条例の制定について補足説明を申し上げます。

本改正は、今年度新設した西川中学校体育館への空調設備の冷暖房使用料及び小学校体育館の暖房使用料の適正化を図るため、新たに冷暖房使用料を定めるため改正するものでございます。

新旧対照表をご覧ください。

まず、第３条第２項の表の改正でございます。

使用料の区分において、従来の使用料、いわゆる施設利用料を占有使用料とし、冷暖房使用料としては新たに附属設備使用料の区分を設けました。

なお、これらの金額につきましては、町民体育館の暖房使用料を基準とし、各施設の床面積の割合により算出したものです。

次に、第３条第３項第２号の改正です。

使用料の減額または免除の要件において、広く社会教育及びスポーツ振興に資する利用に対応できるよう規定の整理を図るものです。

議案書をご覧ください。

附則ではこの条例の施行期日を規定しており、令和８年４月１日から施行するものであります。

以上のとおりでありますので、よろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願い申し上げます。

○菅野議長　本案に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

〔発言する者なし〕

○菅野議長　質疑なしと認め、本案に対する質疑を終結し、討論を省略し、採決します。

議第７号、本案を原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○菅野議長　全員起立です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

議第８号　西川町都市公園条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

担当課長の補足説明を求めます。

大泉建設水道課長。

〔建設水道課長　大泉　健君　登壇〕

○大泉建設水道課長　議第８号　西川町都市公園条例の一部を改正する条例の制定について補足説明申し上げます。

今回の条例改正は、近年利用実績がない睦合公園テニスコートを廃止するため提案するものであります。

それでは、新旧対照表の24ページをご覧ください。

有料公園施設を規定する第７条の部分、それから有料公園施設の使用の許可を定める第９条、25ページにいきまして、使用料を定める第12条の一部及び別表第２など、この有料公園施設、テニスコートに係る関連の規定を削除いたしまして、併せてその他関係規定の整備を行うものであります。

次に、議案書29ページの改正条例に戻っていただいて、附則をご覧いただきたいと思います。

本条例の施行期日を令和８年４月１日からとするものであります。

以上のとおりでありますので、よろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願い申し上げます。

○菅野議長　本案に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

〔発言する者なし〕

○菅野議長　質疑なしと認め、本案に対する質疑を終結し、討論を省略し、採決します。

議第８号、本案を原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○菅野議長　全員起立です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

議第９号　西川町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

担当課長の補足説明を求めます。

荒木総務課長。

〔総務課長　荒木真也君　登壇〕

○荒木総務課長　議第９号　西川町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について補足説明を申し上げます。

この条例を制定する目的は、町職員の子どもの看護のために取得する看護休暇について、その休暇取得できる対象の子どもの年齢を小学校３年生から小学校６年生までに拡大し、働きやすい職場環境を整備するため、本条例の一部を改正しようとするものでございます。

新旧対照表27ページをご覧ください。

条例の別表第２、特別休暇の承認基準の表中、第15号の事由、期間に、「９歳に達する日以後の最初の３月31日までの間にある」を「中学校就学の始期に達するまでの」に改めるものであります。

議案書に戻っていただき、附則をご覧ください。

附則については、本条例は令和８年４月１日から施行するものでございます。

以上のとおりでありますので、よろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願い申し上げます。

○菅野議長　本案に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

〔発言する者なし〕

○菅野議長　質疑なしと認め、本案に対する質疑を終結し、討論を省略し、採決します。

議第９号、本案を原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○菅野議長　全員起立です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

議第10号　西川町賃貸集合住宅条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

担当課長の補足説明を求めます。

大泉建設水道課長。

〔建設水道課長　大泉　健君　登壇〕

○大泉建設水道課長　議第10号　西川町賃貸集合住宅条例の一部を改正する条例の制定につい

て補足説明を申し上げます。

今回の条例改正は、山村留学拠点整備事業としまして、賃貸集合住宅コーポ睦合、部屋改修を行いました２つの部屋の家賃を改定するため提案するものであります。

改修の概要でありますが、先日の議会全員協議会にて説明申し上げましたとおり、改修した部屋は２階の202号と205号の２室であり、間取りや水回りなどの改修を行ったものであります。

それでは、新旧対照表の28ページをお開きください。

別表における家賃の項目中、「１階から３階まで」部分の202号室及び205号室の家賃を「２万5,000円」から「３万1,000円」に改定するものであります。

次に、議案書31ページの改正条例の本文に戻っていただきまして、附則をご覧ください。

本条例の施行期日を令和８年４月１日からとするものであります。

以上のとおりでありますので、よろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願い申し上げます。

○菅野議長　本案に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

〔発言する者なし〕

○菅野議長　なしと認め、本案に対する質疑を終結し、討論を省略し、採決します。

議第10号、本案を原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○菅野議長　全員起立です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

議第11号　西川町スクールバス条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

担当課長の補足説明を求めます。

設楽まなぶ課長。

〔まなぶ課長　設楽友弘君　登壇〕

○設楽まなぶ課長　議第11号　西川町スクールバス条例の一部を改正する条例の制定について補足説明を申し上げます。

本案は、新たに本道寺線を路線に追加するとともに、所管の改変等に伴う規定の整備を図るために提案するものでございます。

新旧対照表をご覧ください。

まず、第１条については、スクールバスの設置目的を鑑み、所管を教育委員会とすること

から規定を整理いたしました。

次に、第２条第１号については、新たに本道寺線を加え、路線の拡充を図るものでございます。

第４条第２項につきましては、新たに使用料の免除規定を新設しました。

最後に、所管の改変に伴い、次のとおり規定の改正を行います。

第５条を削除し、以降の条項をそれぞれ繰り上げ、委任規定を定めた第７条の整理を行いました。

議案書をご覧ください。

附則では、この条例の施行期日を令和８年４月１日から施行するものであります。

以上のとおりでありますので、よろしくご審議の上、ご可決を賜りますようお願い申し上げます。

○菅野議長　本案に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

〔発言する者なし〕

○菅野議長　なしと認め、本案に対する質疑を終結し、討論を省略し、採決します。

議第11号、本案を原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○菅野議長　全員起立です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

議第12号　西川町みどり住宅条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

担当課長の補足説明を求めます。

大泉建設水道課長。

〔建設水道課長　大泉　健君　登壇〕

○大泉建設水道課長　議第12号　西川町みどり住宅条例の一部を改正する条例の制定につきまして補足説明を申し上げます。

今回の条例改正は、みどり住宅H棟４戸のうち、39号及び40号の２戸を暮らし体験住宅に用途変更するため提案するものであります。

それでは、新旧対照表の30ページをお開きください。

第２条、設置の規定におきまして、H棟の戸数を「４戸」から「２戸」に、また、家賃を定める別表第１、名称の欄中、H棟の「39号」及び「40号」を削除するものであります。

次に、議案書33ページの改正条例本文に戻っていただきまして、附則をご覧ください。

附則では、本条例の施行期日を西川町みどり住宅条例の施行の日とするものであります。

西川町みどり住宅条例につきましては、昨年12月の第４回定例会におきまして、一部の規定を除きまして令和８年４月１日から施行することでご可決をいただいております。

今回改正する部分は、現時点で未施行であることから、本体条例の施行日に合わせて施行するという形式を取る必要があり、実質的には４月１日から施行するものであります。

以上のとおりでありますので、よろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願い申し上げます。

○菅野議長　本案に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

〔発言する者なし〕

○菅野議長　なしと認め、本案に対する質疑を終結し、討論を省略し、採決します。

議第12号、本案を原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○菅野議長　全員起立です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

お諮りします。

ここで、日程の順序を変更し、追加日程第７、議第27号　西川町長の退職手当の計算の基礎となる給料の月額の特例に関する条例の設定についてを議題としたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○菅野議長　異議なしと認めます。

よって、日程の順序を変更し、追加日程第７を直ちに議題とすることに決定しました。

議第27号　西川町長の退職手当の計算の基礎となる給料の月額の特例に関する条例の設定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

菅野町長。

〔町長　菅野大志君　登壇〕

○菅野町長　ただいま上程されました議案についてご説明を申し上げます。

議第27号につきましては、西川町長の退職手当の基礎となる給料の月額の特例に関する条例の設定についてでございます。

現在の西川町長の職にある者の退職手当を減額するために提案するものでございます。

以上、ご説明申し上げましたが、詳細につきましては担当課長にご説明させていただきますので、ご審議の上、ご可決を賜りますようお願い申し上げます。

○菅野議長　担当課長の補足説明を求めます。

荒木総務課長。

〔総務課長　荒木真也君　登壇〕

○荒木総務課長　議第27号　西川町長の退職手当の計算の基礎となる給料の月額の特例に関する条例の設定について補足説明を申し上げます。

本条例は、現在の町長の職にある者の退職手当を減額し、実質退職手当が支給されないように提案するものであります。

西川町長の退職金は、山形県市町村職員退職手当支給条例に基づいて支給されます。西川町において、町長の退職手当を実質支給されないようにするためには、山形県市町村職員退職手当支給条例第３条に規定されている退職手当の計算の基礎となる給料の月額を、西川町特別職の職員の給与に関する条例第３条の規定にかかわらず、同条に規定する町長の給料月額から10分の10に相当する額、すなわち全額を減じるとするものであります。

附則として、第１号においては、本条例は施行の日から施行すると規定し、第２号においては、本条例の施行の際、現に町長の職にある者が退職した日または令和８年４月19日限りでその効力を失うとする失効規定を定めるものであります。

以上のとおりでありますので、よろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願い申し上げます。

○菅野議長　本案に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

７番、佐藤光康議員。

○７番（佐藤光康議員）　今の案は、菅野町長が退職金2,200万の受け取りを辞退するという提案だと思います。

この今の事態がテレビ、新聞等で報道されました。ハラスメント疑惑調査特別委員会で被害者のある方が、このマスコミ報道を見て、あるところで次のように書いています。傷つけられた人たちの１人当たりの数千万円に及ぶ生涯賃金の損失や心の傷、その後の人生への影響まで考えたら、１人分にも満たない金額だけで全てをなかったことにするんでしょうかと書いています。この被害者の声にどのように、町長、応えますか。

○菅野議長　答弁は菅野町長。

○菅野町長　お答えいたします。

町政に混乱を招いたことは私の不徳の致すところであり、議員の皆様に、町民の皆様に、職員の皆様に改めておわびを申し上げます。

私の今現時点で残された任期で、責任の取り方とすれば、現時点では退職金を頂かないということでございます。また、再発防止に取り組むことだと思っております。二度とないように気をつけてまいりたいと思っています。

○菅野議長　７番、佐藤光康議員。

○７番（佐藤光康議員）　この方は次のようにも書いています。傷つけられた何人もの心と生活、そして人生をお金で解決できるという発想しかできないって……とあります。町長、お金で解決できるという発想しかないのですか。

○菅野議長　光康議員、これ、退職手当の減額の提示なんですけれども、今の問題だとちょっとどうなんですかね。

答弁は菅野町長。

○菅野町長　現時点で、私の責任の取り方として、退職金を頂かないということと再発防止に取り組むということでございますので、二度とないようにしていきたいと思っております。

○菅野議長　７番、佐藤光康議員。

○７番（佐藤光康議員）　今、退職金を返上するということと、それから再発防止ということを言われました。一番、被害者が願っているのは、町長に自分が行ったハラスメントの事実にしっかりと向き合ってほしいと、傷つけられた人たちの心と生活にしっかりと向き合ってほしいと願っているわけです。

町長がよく役場内や議場で利他心という他人に利する利他の心といつも掲げています。利他、他人のために利するですね。私、心配なのは、不安なのは、町長が本当に利他心の意味が分かっているのかどうかということが不安になるんです。広辞苑見ましたら、利他というのは他人の幸せを願うことと書いています。利他の心があればハラスメントは起きないわけです。

ですから、町長が本当に利他心を持って生きたいと思うのであれば、ここで一旦、町政から身を退いて、しっかりと自分が掲げている言葉、利他心に合わせて自分の行為をじっくりと深く考える時間を持っていただきたいと強く思うわけです。町長、いかがですか。

○菅野議長　答弁は菅野町長。

○菅野町長　行政の長として、職員も含めた町民の方に、笑顔で元気で安心で暮らせるまちづくりをするというのが首長の役割だと思っております。引き続き、利他の心を持ちながら行

政を実施していくことだと思っておりますし、また、今の現時点では、前回も申し上げましたけれども、第三者委員会の調査の結果も踏まえて判断していきたいと考えております。

○菅野議長　そのほかございませんか。

９番、佐藤耕二議員。

○９番（佐藤耕二議員）　退職手当全額2,200万円程度の辞退をするというようなお話でしたけれども、ひとつお聞きしたいんですけれども、この辞退した金額というのはどのような扱いになるんでしょうか、ちょっと教えてください。

○菅野議長　答弁は荒木総務課長。

○荒木総務課長　お答えいたします。

市町村退職手当組合には、町のほうから共済費として毎年度、町の一般職員並びに特別職の退職手当に要する負担の部分を拠出してございます。そちらのほうに拠出しておりますので、その原資は、今回の町長の退手組合に出した分はそのまま原資として残っているものと承知しているところでございます。

○菅野議長　９番、佐藤耕二議員。

○９番（佐藤耕二議員）　今の総務課長の答弁はよく分かります。原資として残るということですけれども、当然、選挙で選ばれた町長ですから、寄附行為はできないということなんで、何もできないんでしょうけれども、ほかの例えば町民の方が、この2,200万円が町財政の中に、あるいは町民の何かの関連のために役立つんだろうというように思っている方もいらっしゃります。その辺の説明はどうなさるつもりでいらっしゃいますか。

○菅野議長　答弁は荒木総務課長。

○荒木総務課長　お答えいたします。

詳細、これから調査研究しなければならないところでございますが、まずは現在まで退手組合のほうに拠出した金額分は西川町の分としてその原資が残っておりますので、将来的にわたっては、その部分が拠出する、支払われておりませんので、その2,200万相当部分は将来にわたって退職金用として残っておりますので、将来、西川町が退手組合に拠出する金額が減少する可能性もございます。そのあたりは今後調査研究してまいりたいと考えているところでございます。

以上です。

○菅野議長　９番、佐藤耕二議員。

○９番（佐藤耕二議員）　総務課長おっしゃっていることはよく分かるんですけれども、要は

今回のことを町民にどう説明されるつもりですかということをお聞きしたわけです。お知らせなのか何か分かりませんけれども、その辺、何か考えていらっしゃるかどうか、これから検討されるのかどうかをお聞きしたいというように思います。

○菅野議長　答弁は荒木総務課長。

○荒木総務課長　お答えいたします。

議案、議決されたことに関しては、ほかの議案の扱いと同じように町民の皆様のほうにお知らせすることで、特別の予定はございません。

以上でございます。

○菅野議長　そのほかございませんか。

〔発言する者なし〕

○菅野議長　本案に対する質疑を終結し、討論を省略し、採決します。

議第27号、本案を原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○菅野議長　全員起立です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

議第13号　令和７年度西川町一般会計補正予算（第８号）を議題とします。

担当課長の補足説明を求めます。

松田企画財政課長兼つなぐ課長。

〔企画財政課長兼つなぐ課長　松田淳一郎君　登壇〕

○松田企画財政課長兼つなぐ課長　議第13号　令和７年度西川町一般会計補正予算（第８号）について補足説明を申し上げます。

既定の歳入歳出予算の総額からそれぞれ8,662万円を減額し、総額を94億2,540万7,000円とするものです。

補正の内容は、各種事務事業費の確定、急を要する事務事業費の経費に係る補正、繰越明許費の追加及び地方債の変更になります。

初めに、主な歳出について申し上げます。

予算書の12ページ、３、歳出をご覧いただきたいと思います。

第２款総務費、１項１目一般管理費については、郵便料が当初見込みより増額するため、役務費の郵便料を追加するものであります。

５目企画費につきましては、今年度頂いております企業版ふるさと納税のうち、1,210万

円を今年度の各種事業の財源として充てるための財源振替を行っているものになります。

充当内訳を申し上げますと、第２款、交流・関係人口拡大からの移住・移転の推進事業に250万、こちらを保育園留学、あとは関係人口交流会のほうに充てております。

第７款のまちの強みとデジタルを融合させた産業地域の構築事業に20万、こちらは人材の掘り起こしのほうに20万円を充当しております。

第７款、新しい観光コンテンツ創出によるサスティナブルツーリズム事業に100万円、こちらを温泉ガストロノミー事業に100万円充当しています。

同じく７款のＡＩコンテンツ制作を通じた地域課題解決型人材の確保事業に160万円、こちらはＡＩ謎解き事業に160万円充当です。

第10款の奨学金等に要する経費に330万円、こちらは帰ってきてけローンの分に充当しております。

最後に、第10款の月山湖カヌースプリント競技場施設整備事業に350万円、こちらはエルゴメーター購入費に係る分に充当しております。

以上６事業に1,210万円をそれぞれ充当しておる内容になります。

次に、第３項１目戸籍住民基本台帳費については、戸籍附票システム改修委託費を追加し、特定財源については、全額国の補助金を充てるものになります。

５項２目国勢調査費については、調査業務を委託したことに伴う調査員報酬との予算組替えを行うものになります。

第３款民生費、１項１目社会福祉総務費については、在宅酸素療法者支援事業の対象者４名増加による助成の追加、令和６年度障害者自立支援給付費国庫負担金精査に伴う返還金を追加、また、実績に基づく国民健康保険特別会計の中の保険基盤安定に係る繰出金を追加するものであります。

13ページになりますが、第４款衛生費、１項４目診療所費については、実績により大井沢歯科診療所会計繰出金を追加するものになります。

第６款農林水産業費、１項４目農業振興費については、こちらは新地創の事業であります孤立可能性集落における「レジリエンス」×「産業創出」拠点整備事業の事業計画を精査した結果、施設整備を中止することとなり、委託料を減額、特定財源についても、国の交付金3,701万3,000円及びふるさとづくり基金繰入金3,700万円を減額するものであります。

２項２目林業振興費については、森林環境譲与税基金積立金を追加するものであります。

14ページ、第７款商工費、１項１目商工振興費については、ふるさと納税が好調でありま

して、既決予算の10億円を上回る見込みであるため、今補正において寄附金１億円を追加し、係る経費をそれぞれ追加する一方で、新地創の「道の駅」を核としたローカルビジネス構築事業における道の駅改修工事の方針転換により減額するもので、特定財源については、ふるさと寄附金１億円を追加、国の交付金5,750万9,000円並びに町有施設整備基金繰入金6,051万円をそれぞれ減額するものであります。

２目観光費については、観光庁、地域観光魅力向上事業の不採択による減額、また、観光庁、オーバーツーリズム事業の未然防止・抑制による持続可能な観光推進事業の事業実施を見送ったことにより減額し、特定財源につきましても、国の交付金1,045万円、貸付金収入3,350万円をそれぞれ減額するものであります。

15ページになりますが、第８款土木費、１項２目除雪費については、中止となった第６款の新地創事業の財源に予定していたふるさと納税繰入金3,700万円を除雪費に財源振替するものであります。

２項３目道路新設改良費については、国の交付金である社会資本整備総合交付金が減額になったものの、道路メンテナンス事業補助金の増額並びに町債、地方債を追加したことにより事業間の財源振替を行ったものになります。

４項２目公共下水道費については、実績に基づく国庫補助金の減額に伴い、繰出金を減額するものであります。

第10款教育費、１項３目教育振興費については、企業版ふるさと納税寄附金を充当し、帰ってきてけローン返済補助基金積立金を追加するものであります。

16ページ、４項２目自然と匠館管理運営費については、長屋門トイレ修繕工事を予定していたものの、観光庁、オーバーツーリズムの未然防止・抑制による持続可能な観光推進事業の事業見送りにより減額するものであります。

３目社会体育総務費については、企業版ふるさと納税寄附金を月山湖カヌースプリント競技場施設整備事業へ350万円充当する財源振替であります。

第13款１項２目基本財産取得費については、基金利子の利率上昇により財政調整基金利子積立を追加するものであります。

次に、歳入について説明を申し上げます。

９ページ、２、歳入をご覧ください。

歳入につきましては、ただいま歳出で説明を申し上げました各事務事業の実施などに伴い、第16款財産収入、第17款寄附金、第21款町債をそれぞれ追加し、一方で、第14款国庫支出金、

第18款、町有施設整備基金繰入金、第20款諸収入を減額するものであります。

また、第10款１項１目地方交付税のうち、特別交付税の減額につきましては、令和６年度及び令和７年度における集落支援員制度運用について、過年度過大算定処理並びに令和７年度算定分から委託型集落支援員を対象替えしたことに伴い減額をしているものであります。

結果、不足する財源9,046万1,000円につきましては、第18款、財政調整基金繰入金を充てるものとしております。

次に、繰越明許費の追加について説明申し上げます。

予算書の５ページ、第２表繰越明許費補正をご覧ください。

事業名、戸籍及び住民基本台帳等に要する経費から林道災害復旧事業までの10事業を追加、合わせて２億4,315万4,000円を限度額とし、令和８年度に繰り越すものであります。

最後に、地方債の変更について説明申し上げます。

６ページ、第３表地方債補正をご覧ください。

地方債の補正につきましては、道路橋梁整備事業の変更を行うものであります。

以上のとおりでありますので、よろしくご審議の上、ご可決いただきますようお願い申し上げます。

○菅野議長　本案に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

〔発言する者なし〕

○菅野議長　質疑なしと認め、本案に対する質疑を終結し、討論を省略し、採決します。

議第13号、本案を原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○菅野議長　全員起立です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

議第14号　令和７年度西川町国民健康保険特別会計補正予算（第３号）を議題とします。

担当課長の補足説明を求めます。

石川健康福祉課長。

〔健康福祉課長　石川朋弘君　登壇〕

○石川健康福祉課長　議第14号　令和７年度西川町国民健康保険特別会計補正予算（第３号）について補足説明を申し上げます。

議案書の補正予算案をご覧ください。

事業勘定の既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ20万円を追加し、歳入歳出予算

の総額を歳入歳出それぞれ５億9,547万7,000円とするものであります。

８ページの歳出をご覧ください。

第６款第１項第１目の基金積立金につきましては、基金利子の積立ての不足分に充てるため、積立金20万円を追加するものであります。

次に、歳入についてご説明申し上げます。

６ページの歳入をご覧ください。

歳入につきましては、第６款財産収入として20万円を追加、また、財政基盤安定基金の増加に伴い、第７款繰入金に135万3,000円を追加、第８款繰越金を135万3,000円減額するものであります。

また、大井沢診療所特別会計の歳入について、国の調整交付金の通知に伴い、一般会計繰入金77万6,000円を追加、国の調整交付金である事業勘定繰入金を77万6,000円減額するものでございます。

以上のとおりでありますので、よろしくご審議の上、ご可決くださいますようお願い申し上げます。

○菅野議長　本案に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

〔発言する者なし〕

○菅野議長　質疑なしと認め、本案に対する質疑を終結し、討論を省略し、採決します。

議第14号、本案を原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○菅野議長　全員起立です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

議第15号　令和７年度西川町後期高齢者医療特別会計補正予算（第３号）を議題とします。

担当課長の補足説明を求めます。

石川健康福祉課長。

〔健康福祉課長　石川朋弘君　登壇〕

○石川健康福祉課長　議第15号　令和７年度西川町後期高齢者医療特別会計補正予算（第３号）について補足説明を申し上げます。

議案書の補正予算案をご覧ください。

既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ584万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ１億1,696万1,000円とするものであります。

歳出からご説明を申し上げます。

第２款第１項第１目の後期高齢者医療広域連合納付金につきましては、保険料収入見込額の増額に伴い、町が納付すべき保険料等を負担するため、負担金584万4,000円を追加するものであります。

次に、歳入についてご説明申し上げます。

歳入につきましては、第１款後期高齢者医療保険料として584万4,000円を追加するものであります。

以上のとおりでありますので、よろしくご審議の上、ご可決くださいますようお願いを申し上げます。

○菅野議長　本案に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

〔発言する者なし〕

○菅野議長　質疑なしと認め、本案に対する質疑を終結し、討論を省略し、採決します。

議第15号、本案を原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○菅野議長　全員起立です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

議第16号　令和７年度西川町介護保険特別会計補正予算（第３号）を議題とします。

担当課長の補足説明を求めます。

石川健康福祉課長。

〔健康福祉課長　石川朋弘君　登壇〕

○石川健康福祉課長　議第16号　令和７年度西川町介護保険特別会計補正予算（第３号）について補足説明を申し上げます。

既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ17万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ７億8,244万8,000円とするものであります。

歳出からご説明を申し上げます。

第１款第１項第１目の一般管理費につきましては、要支援者の介護予防等の予防給付計画作成の増加に伴う委託料15万円を追加、同２目の認定調査等費15万円を減額するものであります。

また、第３款第１項第２目の介護予防ケアマネジメント事業につきましても、同じく要支援者分の事業を委託するため、15万円を追加するものであります。

さらに、審査件数の増加に伴う手数料が不足するため、第３款第２項第１目の一般介護予防事業費１万円を減額し、第３款第４項第１目その他諸費１万円を追加、利率引上げに伴う積立金の増額が見込まれるため、第４款第１項第１目介護給付費準備基金積立金として２万円を追加するものであります。

次に、歳入についてご説明申し上げます。

歳入につきましては、第６款第１項第１目の利子及び配当金に２万円、第７款第２項第１目の介護給付費準備基金繰入金15万円をそれぞれ追加するものであります。

以上のとおりでありますので、よろしくご審議の上、ご可決くださいますようお願いを申し上げます。

○菅野議長　本案に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

〔発言する者なし〕

○菅野議長　なしと認め、本案に対する質疑を終結し、討論を省略し、採決します。

議第16号、本案を原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○菅野議長　全員起立です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

議第17号　令和７年度西川町公共下水道事業会計補正予算（第１号）を議題とします。

担当課長の補足説明を求めます。

大泉建設水道課長。

〔建設水道課長　大泉　健君　登壇〕

○大泉建設水道課長　議第17号　令和７年度西川町公共下水道事業会計補正予算（第１号）について補足説明を申し上げます。

収益的収入の組替え及び資本的収入の既決予定額に594万7,000円を追加し、１億3,210万4,000円に、資本的支出の既決予定額に729万5,000円を追加し、１億4,879万9,000円とするものであります。

補正の内容につきましては、国の補正予算に伴い、マンホール蓋更新工事を行うものなどであります。

それでは、補正予算書の５ページをご覧ください。

収益的収入につきましては、１款２項１目、他会計補助金は一般会計繰入金12万8,000円を減額、４目補助金は国庫補助金12万8,000円を追加するものであります。

６ページをご覧ください。

下段の資本的支出からご説明申し上げます。

１款１項１目管渠建設改良費にマンホール蓋更新工事729万5,000円を追加するものであります。

上段の資本的収入につきましては、１款１項１目建設改良等企業債に230万円、３項１目国庫補助金に364万7,000円を追加するものであります。

資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額1,669万5,000円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額675万8,000円及び当年度分損益勘定留保資金993万7,000円で補塡するものに改めるものであります。

以上のとおりでありますので、よろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願い申し上げます。

○菅野議長　本案に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

〔発言する者なし〕

○菅野議長　質疑なしと認め、本案に対する質疑を終結し、討論を省略し、採決します。

議第17号、本案を原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○菅野議長　全員起立です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

ここで休憩します。

再開は11時零分とします。

休憩　午前１０時４５分

再開　午前１１時００分

○菅野議長　休憩を閉じ、会議を再開します。

◎予算特別委員会審査報告書の提出

○菅野議長　日程第２、予算特別委員会審査報告書の提出を議題とします。

本件について、委員長の報告を求めます。

予算特別委員会委員長、荒木俊夫議員。

〔予算特別委員長　荒木俊夫議員　登壇〕

○予算特別委員長（荒木俊夫議員）　予算特別委員会に付託されました議第18号　令和８年度西川町一般会計予算から議第26号　令和８年度西川町農業集落排水事業会計予算は、お手元にお配りしてある審査報告書のとおりでありますが、朗読して委員長報告に代えさせていただきます。

予算特別委員会審査報告書。

本委員会は、付託された令和８年度西川町一般会計・特別会計・企業会計予算について審査した結果、下記のとおり決定しましたので、会議規則第75条の規定により報告します。

１、付託案件

議第18号　令和８年度西川町一般会計予算

議第19号　令和８年度西川町国民健康保険特別会計予算

議第20号　令和８年度西川町寒河江ダム周辺施設管理事業特別会計予算

議第21号　令和８年度西川町後期高齢者医療特別会計予算

議第22号　令和８年度西川町介護保険特別会計予算

議第23号　令和８年度西川町病院事業会計予算

議第24号　令和８年度西川町水道事業会計予算

議第25号　令和８年度西川町公共下水道事業会計予算

議第26号　令和８年度西川町農業集落排水事業会計予算

２、委員長及び副委員長の互選

互選の結果、次のとおり決定した。

委員長、荒木俊夫、副委員長、飯野幹夫。

３、審査期間

令和８年３月５日　全体審査（特別会計、企業会計担当課長説明、審査）

令和８年３月６日　全体審査（一般会計担当課長説明、審査）

令和８年３月９日　全体審査（一般会計担当課長説明、審査）

令和８年３月10日　全体審査（一般会計担当課長説明、審査）

令和８年３月11日　全体審査（９会計予算の審査・採決）

４、審査の方法

一般会計款項目並びに特別会計及び企業会計部門ごとに、全体で内容を審査した。

５、審査の結果

議第18号　令和８年度西川町一般会計予算（全員賛成）

議第19号　令和８年度西川町国民健康保険特別会計予算（全員賛成）

議第20号　令和８年度西川町寒河江ダム周辺施設管理事業特別会計予算（全員賛成）

議第21号　令和８年度西川町後期高齢者医療特別会計予算（全員賛成）

議第22号　令和８年度西川町介護保険特別会計予算（全員賛成）

議第23号　令和８年度西川町病院事業会計予算（全員賛成）

議第24号　令和８年度西川町水道事業会計予算（全員賛成）

議第25号　令和８年度西川町公共下水道事業会計予算（全員賛成）

議第26号　令和８年度西川町農業集落排水事業会計予算（全員賛成）

以上９会計予算については、原案のとおり可決されました。

以上のとおりご報告申し上げます。

◎予算案の審議・採決

○菅野議長　日程第３、予算案の審議・採決を行います。

議第18号　令和８年度西川町一般会計予算から議第26号　令和８年度西川町農業集落排水事業会計予算までの９会計予算について、審議・採決を行います。

なお、質疑については予算特別委員会で十分なる審議が尽くされておりますので、質疑を省略し、討論のみを行います。

議第18号　令和８年度西川町一般会計予算について、審議・採決を行います。

本案に対する討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○菅野議長　討論なしと認め、採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○菅野議長　全員起立です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

議第19号　令和８年度西川町国民健康保険特別会計予算について、審議・採決を行います。

本案に対する討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○菅野議長　討論なしと認め、採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○菅野議長　全員起立です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

議第20号　令和８年度西川町寒河江ダム周辺施設管理事業特別会計予算について、審議・採決を行います。

本案に対する討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○菅野議長　討論なしと認め、採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○菅野議長　全員起立です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

議第21号　令和８年度西川町後期高齢者医療特別会計予算について、審議・採決を行います。

本案に対する討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○菅野議長　討論なしと認め、採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○菅野議長　全員起立です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

議第22号　令和８年度西川町介護保険特別会計予算について、審議・採決を行います。

本案に対する討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○菅野議長　討論なしと認め、採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○菅野議長　全員起立です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

議第23号　令和８年度西川町病院事業会計予算について、審議・採決を行います。

本案に対する討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○菅野議長　討論なしと認め、採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○菅野議長　全員起立です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

議第24号　令和８年度西川町水道事業会計予算について、審議・採決を行います。

本案に対する討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○菅野議長　討論なしと認め、採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○菅野議長　全員起立です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

議第25号　令和８年度西川町公共下水道事業会計予算について、審議・採決を行います。

本案に対する討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○菅野議長　討論なしと認め、採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○菅野議長　全員起立です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

議第26号　令和８年度西川町農業集落排水事業会計予算について、審議・採決を行います。

本案に対する討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○菅野議長　討論なしと認め、採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○菅野議長　全員起立です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

以上で、令和８年度一般会計・特別会計・企業会計予算案は全て原案のとおり可決されました。

ここで休憩します。

再開は11時25分とします。

休憩　午前１１時１３分

再開　午前１１時２５分

○菅野議長　休憩を閉じ、会議を再開します。

◎日程の追加

○菅野議長　ただいま９番、佐藤耕二議員から、発議第１号　菅野大志町長の問責に関する決議が提出されました。

ここで、議案書を配付します。

〔議案書配付〕

○菅野議長　これを議事日程に追加し、議題にしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○菅野議長　異議なしと認めます。

よって、これを議事日程に追加し、追加日程第８、発議第１号　菅野大志町長の問責に関する決議とします。

お諮りします。

ここで、日程の順序を変更し、追加日程第８、発議第１号　菅野大志町長の問責に関する決議を議題としたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○菅野議長　異議なしと認めます。

よって、日程の順序を変更し、追加日程第８を直ちに議題とすることに決定しました。

◎議案の審議・採決

○菅野議長　追加日程第８、発議第１号　菅野大志町長の問責に関する決議を議題とします。

本案を審議するに当たり、菅野大志町長の退場を求めます。

〔町長　菅野大志君　退場〕

○菅野議長　提出者の説明を求めます。

９番、佐藤耕二議員。

〔９番　佐藤耕二議員　登壇〕

○９番（佐藤耕二議員）　発議第１号　菅野大志町長の問責に関する決議。

西川町議会会議規則第13条第１項の規定により、菅野大志町長の問責に関する決議を別紙のとおり提出する。

提案理由。

令和８年２月27日に臨時議会において可決されたハラスメント疑惑調査特別委員会の報告に基づき提案するものである。

令和８年３月13日提出。

提出者、佐藤耕二。

賛成者、大泉奈美、佐藤光康、佐藤仁、荒木俊夫、飯野幹夫、佐藤大、黒田啓。

菅野大志町長の問責に関する決議。

令和７年４月25日に、西川町議会に設置されたハラスメント疑惑調査特別委員会の報告書によれば、菅野大志町長の町職員に対するハラスメントに該当する案件が７件認定された。

また、町民や議会議員の名誉棄損、違法行為、類似行為等が６件あり、途中退職した職員の数名は、菅野大志町長の言動でうつを発症し心療内科などへの通院を余儀なくされた。職員へのアンケートによれば、職場環境を改善してほしいという要望が多くみられた。これらの意見はなんびとも尊重しなければならない。

これらを踏まえ、菅野大志町長の責任は重大であり猛省を促すとともに、辞職に相当する行為であるといえる。先日、本会議で菅野大志町長は１期目の退職金辞退を表明したが、今後の責任の取り方を菅野大志町長自身がよく考え、町民が納得できるよう説明していただきたい。

町長と議会議員はともに住民の直接公選による機関であり、互いに独立し、その権限を侵さず、対等の立場と地位にある。また議会は執行機関の行財政の運営等が適法・適正に行われているかどうかを、住民の立場に立って監視することが重要である。

本議会は、今後の町政運営において同様の問題が繰り返されることのないよう強く求める。

以上、決議する。

令和８年３月13日、西川町議会。

○菅野議長　本案に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

〔発言する者なし〕

○菅野議長　質疑なしと認め、本案に対する質疑を終結し、討論を省略し、採決します。

この際、申し上げます。

起立しない者は反対とみなします。

発議第１号、本案を原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○菅野議長　全員起立です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

菅野大志町長の入場を許します。

〔町長　菅野大志君　入場〕

○菅野議長　菅野町長に申し伝えます。

菅野町長に対する問責決議は可決となりました。

◎報告第１号

○菅野議長　日程第４、報告第１号　損害賠償の額の決定についての専決処分の報告についてを議題とし、報告を求めます。

荒木総務課長。

〔総務課長　荒木真也君　登壇〕

○荒木総務課長　報告第１号　損害賠償の額の決定についての専決処分の報告について申し上げます。

地方自治法第180条第１項の規定により、損害賠償の額の決定について、次のとおり専決処分いたしました。

事故発生日は令和７年11月13日、事故発生場所は西川町役場庁舎内、事故の相手方は山形県内在住の女性であります。

原因、事故の状況は、町職員が来庁した第三者との対応中、職務上知り得た相手方である県内在住の女性の家庭状況及び町営住宅入居に関する個人情報を県内在住の女性ご本人の同意なく口頭で伝えたものであります。この行為によって、相手方のプライバシー権を侵害し、精神的苦痛を与えたため、慰謝料として損害賠償金を支払うことで和解契約をしたものであります。

損害賠償の額は５万円であり、全て町が加入している損害賠償保険の保険金で対応したものでございます。

本事案の和解契約は令和８年２月９日であり、本事案に関する損害賠償の額の決定も同日に専決処分したものであります。

以上のとおり専決処分いたしましたので、地方自治法第180条第２項の規定によりご報告申し上げます。

◎議員派遣について

○菅野議長　日程第５、議員派遣についてを議題とします。

お諮りします。

お手元に配付しております議員派遣計画に基づき、派遣することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○菅野議長　異議なしと認めます。

よって、議員派遣については原案のとおり決定しました。

◎閉会中の継続調査申出

○菅野議長　日程第６、閉会中の継続調査申出を議題とします。

議会運営委員長、総務厚生常任委員長、産業建設常任委員長及び広報公聴常任委員長から、会議規則第73条の規定により、お手元に配付しております閉会中の継続調査の申出があります。

お諮りします。

各委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○菅野議長　異議なしと認めます。

よって、各委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

◎閉議・閉会の宣告

○菅野議長　以上で、本定例会に付議された事件は全て終了しました。

会議を閉じ、令和８年西川町議会第１回定例会を閉会します。

ご苦労さまでした。

閉会　午前１１時３７分

地方自治法第１２３条第２項の規定により署名する。

令和　　年　　月　　日

議　　長

署　名　議　員

署　名　議　員